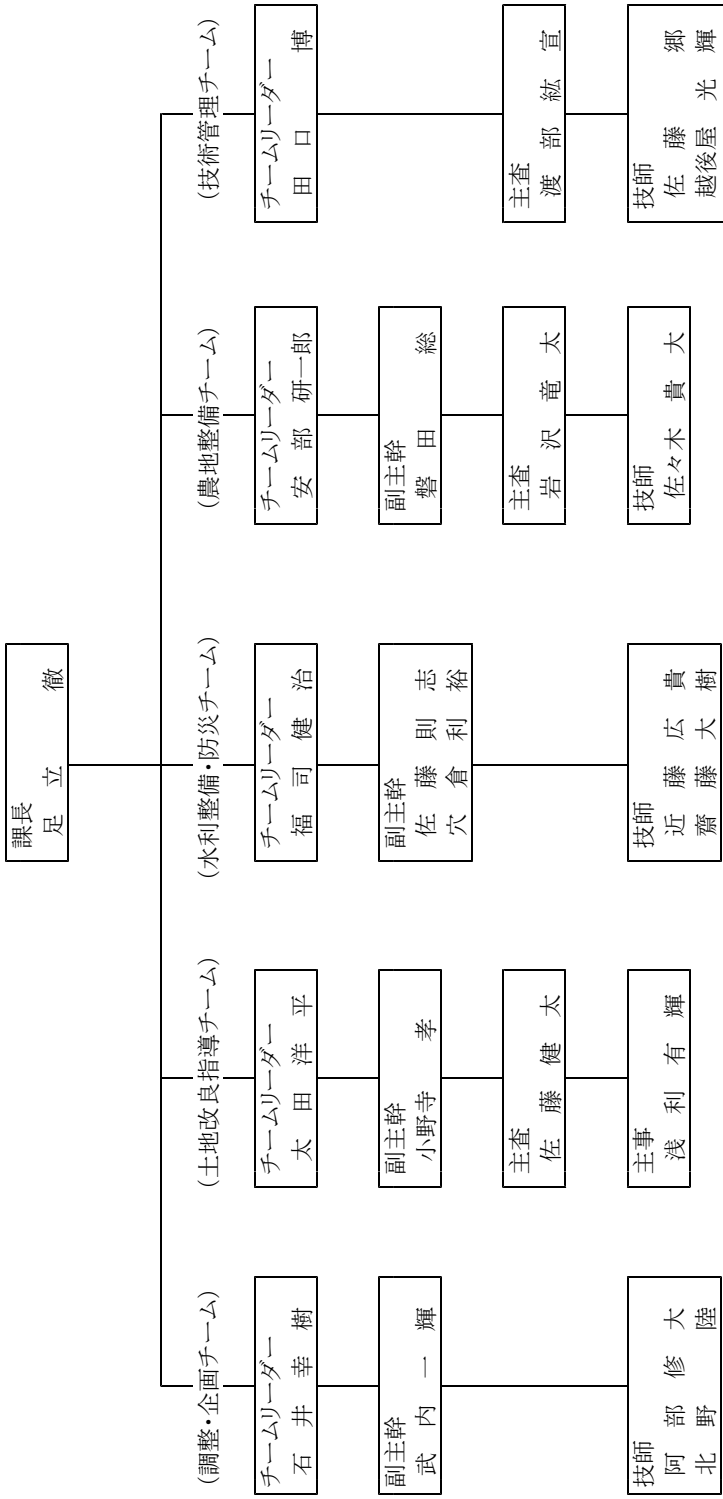


農地整備課

農地整備課

(令和5年4月1日現在)



※佐藤技師は、本務の
森林環境保全課と兼務

- (派遣等職員)
- 副主幹 沢田 明彦 (県立大学大学院)
 - 主査 池田 剛志 (東北農政局)

各チームの主な所掌事務

(調整・企画チーム)

- ・農業農村整備事業の予算管理
- ・農業農村整備事業の広報・広聴
- ・農業農村整備事業の事業評価
- ・新秋田元気創造プランの進捗管理

(土地改良指導チーム)

- ・土地改良団体の指導、監督
- ・土地改良法第132条検査
- ・県営・団地営の換地事務指導
- ・用地取得・補償の指導
- ・農用地等集団化
- ・国有及び県有土地改良財産の管理、処分

(水利整備・防災チーム)

- ・水利施設整備事業
- ・農村地域防災減災事業
- ・特定農業用管水路等特別対策事業
- ・水利施設管理事業
- ・農地・農業用施設の災害復旧事業
- ・戦略作物生産拡大基盤整備促進事業

(農地整備チーム)

- ・経営体育成基盤整備事業
- ・農地耕作条件改善事業

(技術管理チーム)

- ・農業農村・森林整備事業の積算システム
- ・農業農村・森林整備事業の設計・積算基準
- ・総合評価業務方針提案型(選定委員会)
- ・会計検査(農業農村整備)

事業名	土地改良区体制強化事業		担当	土地改良指導チーム	
事業年度	平成20～	事業主体	秋田県土地改良事業団体連合会、土地改良区等		
事業目的	土地改良区の体制強化対策を総合的に実施し、土地改良区統合整備や農地利用集積の推進、土地改良施設管理の円滑化及び役職員等の技術力向上等を図る。		財源	当初予算額	17,347 千円
			国庫		8,417 千円
			一般		8,930 千円
			内訳		
実施内容	1 土地改良区施設・財務等管理強化支援事業		16,094千円（◎8,322千円、⊖7,772千円）		
	秋田県土地改良事業団体連合会が土地改良区に対して行う施設・財務管理強化、換地業務指導、研修・人材育成等の指導・支援事業等について助成する。				
	(1) 令和5年度事業計画				
	①施設・財務管理強化対策事業 ア 管理運営体制強化委員会（1回開催） イ 土地改良施設の診断・管理指導等（139地区） ウ 財務管理強化相談業務（15地区） ②受益農地管理強化対策事業 ア 受益農地管理強化委員会（1回開催） イ 換地選定手法指導（15地区） ③研修・人材育成事業 ア 換地技術向上研修（1回開催） (2) 負担区分 国50%、県50%（一部は国100%）				
2 土地改良区統合整備促進事業		190千円（◎95千円、⊖95千円）			
(1) 普及啓発費					
土地改良区統合整備促進の方策検討・普及推進に向けた秋田県土地改良区統合整備検討委員会（年3回）を開催する。					
3 農業水利管理体制強化支援事業		1,063千円（⊖1,063千円）			
区域外の安定した農業用水の確保や災害時の体制強化を目的とし、新たに区域を拡大した土地改良区に対し、初期の事務的経費増嵩に相当する費用について助成する。					
(1) 補助対象 事務的経費の増嵩分相当額（編入面積別単価による）					
(2) 実施計画 6地区（編入面積270ha）を予定					
①大館市土地改良区（十二所、曲田、中山地区）：61ha					
②由利本荘市土地改良区（平根第2地区）：85ha					
③湯沢雄勝土地改良区（上院内地区）：27ha					
④河辺郡芝野堰土地改良区（戸島地区）：57ha					
⑤男鹿市土地改良区（脇本地区）：20ha					
⑥仙北市西木土地改良区（長戸呂、七ツ関地区）：20ha					
(3) 負担区分 県50%、市町村50%					

事業名	農用地等集団化事業			担当	土地改良指導チーム																																																																																																																																																																																													
事業年度	昭和47～	事業主体	市町村、土地改良区等	当初予算額	73,374千円																																																																																																																																																																																													
事業目的	土地の権利関係に係る調査、換地に係る合意形成の促進や地域の農用地利用計画確立を支援し、土地改良事業の換地計画の樹立、換地処分の実施を円滑に行う。			財源内訳	国庫	40,973千円																																																																																																																																																																																												
					一般	32,401千円																																																																																																																																																																																												
実施内容	1 事業の内訳																																																																																																																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>必須業務</th> <th>選択業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区内農地等状況調査</td> <td>農用地集団化促進基本計画作成</td> </tr> <tr> <td>合意形成促進</td> <td>従前地面積測定</td> </tr> <tr> <td>地区内アンケート調査</td> <td>財産管理制度活用</td> </tr> <tr> <td>地域営農構想作成</td> <td>地区内ゾーン設定調整</td> </tr> <tr> <td>換地設計基準作成</td> <td>経営体育成方針作成</td> </tr> <tr> <td></td> <td>創設農用地・増歩換地調整</td> </tr> </tbody> </table>		必須業務	選択業務	地区内農地等状況調査	農用地集団化促進基本計画作成	合意形成促進	従前地面積測定	地区内アンケート調査	財産管理制度活用	地域営農構想作成	地区内ゾーン設定調整	換地設計基準作成	経営体育成方針作成		創設農用地・増歩換地調整	<table border="1"> <thead> <tr> <th>非農用地換地関係調整</th> <th>交換分合基準含み換地調整</th> <th>換地計画素案作成</th> <th>経営体育成換地調整</th> <th>公図等転写連続図作成</th> <th>権利者確認調査（追跡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					非農用地換地関係調整	交換分合基準含み換地調整	換地計画素案作成	経営体育成換地調整	公図等転写連続図作成	権利者確認調査（追跡）																																																																																																																																																																							
必須業務	選択業務																																																																																																																																																																																																	
地区内農地等状況調査	農用地集団化促進基本計画作成																																																																																																																																																																																																	
合意形成促進	従前地面積測定																																																																																																																																																																																																	
地区内アンケート調査	財産管理制度活用																																																																																																																																																																																																	
地域営農構想作成	地区内ゾーン設定調整																																																																																																																																																																																																	
換地設計基準作成	経営体育成方針作成																																																																																																																																																																																																	
	創設農用地・増歩換地調整																																																																																																																																																																																																	
非農用地換地関係調整	交換分合基準含み換地調整	換地計画素案作成	経営体育成換地調整	公図等転写連続図作成	権利者確認調査（追跡）																																																																																																																																																																																													
	2 令和5年度実施計画																																																																																																																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業量 (ha)</th> <th rowspan="2">事業費 (千円)</th> <th colspan="3">内 訳</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>金足岩瀬</td><td>新城川(土)</td><td>87.0</td><td>6,000</td><td>3,000</td><td>—</td><td>3,000</td><td>5法指定</td></tr> <tr><td>猿田西</td><td>秋田市上北手猿田(土)</td><td>56.0</td><td>4,000</td><td>2,000</td><td>—</td><td>2,000</td><td>5法指定</td></tr> <tr><td>中吉田</td><td>横手市</td><td>140.0</td><td>10,000</td><td>5,500</td><td>2,000</td><td>2,500</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>麓西</td><td>大館市</td><td>157.7</td><td>10,175</td><td>5,596</td><td>2,035</td><td>2,544</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>脇本本村</td><td>男鹿市(土)</td><td>33.0</td><td>3,000</td><td>1,650</td><td>600</td><td>750</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>杉沢新所</td><td>湯沢雄勝(土)</td><td>45.2</td><td>3,000</td><td>1,650</td><td>600</td><td>750</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>大畑深山</td><td>大仙市</td><td>19.2</td><td>1,199</td><td>659</td><td>—</td><td>540</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>大台</td><td>大仙市</td><td>257.5</td><td>16,368</td><td>9,002</td><td>3,273</td><td>4,093</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>高崎</td><td>馬場目川水系(土)</td><td>46.0</td><td>3,000</td><td>1,650</td><td>—</td><td>1,350</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>大坂善知鳥</td><td>美郷町</td><td>123.8</td><td>7,744</td><td>4,259</td><td>—</td><td>3,485</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>六郷西部第2</td><td>美郷町</td><td>174.6</td><td>10,923</td><td>6,007</td><td>2,184</td><td>2,732</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>小計</td><td>11地区</td><td>1,140.0</td><td>75,409</td><td>40,973</td><td>10,692</td><td>23,744</td><td></td></tr> <tr><td>柴内</td><td>鹿角市</td><td>120.0</td><td>10,560</td><td>—</td><td>5,280</td><td>5,280</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>赤川</td><td>山本郡三種町 下岩井川(土)</td><td>47.9</td><td>3,806</td><td>—</td><td>1,903</td><td>1,903</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>槐・常磐</td><td>二ツ井白神(土)</td><td>50.0</td><td>3,883</td><td>—</td><td>1,941</td><td>1,942</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>飯島中央</td><td>新城川(土)</td><td>180.0</td><td>10,703</td><td>—</td><td>5,351</td><td>5,352</td><td>5法指定</td></tr> <tr><td>檜山</td><td>仁井田堰(土)</td><td>20.0</td><td>1,342</td><td>—</td><td>671</td><td>671</td><td>5法指定</td></tr> <tr><td>館越</td><td>馬場目川水系(土)</td><td>31.0</td><td>1,320</td><td>—</td><td>660</td><td>660</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>笹子</td><td>鳥海町笹子(土)</td><td>180.3</td><td>10,615</td><td>—</td><td>5,307</td><td>5,308</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>小杉山</td><td>大仙市</td><td>121.1</td><td>979</td><td>—</td><td>489</td><td>490</td><td>6法指定</td></tr> <tr><td>小計</td><td>8地区</td><td>750.3</td><td>43,208</td><td>—</td><td>21,602</td><td>21,606</td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td>19地区</td><td>1,890.3</td><td>118,617</td><td>40,973</td><td>32,294</td><td>45,350</td><td></td></tr> </tbody> </table>							地区名	事業主体	事業量 (ha)	事業費 (千円)	内 訳			備 考	国	県	地 元	金足岩瀬	新城川(土)	87.0	6,000	3,000	—	3,000	5法指定	猿田西	秋田市上北手猿田(土)	56.0	4,000	2,000	—	2,000	5法指定	中吉田	横手市	140.0	10,000	5,500	2,000	2,500	6法指定	麓西	大館市	157.7	10,175	5,596	2,035	2,544	6法指定	脇本本村	男鹿市(土)	33.0	3,000	1,650	600	750	6法指定	杉沢新所	湯沢雄勝(土)	45.2	3,000	1,650	600	750	6法指定	大畑深山	大仙市	19.2	1,199	659	—	540	6法指定	大台	大仙市	257.5	16,368	9,002	3,273	4,093	6法指定	高崎	馬場目川水系(土)	46.0	3,000	1,650	—	1,350	6法指定	大坂善知鳥	美郷町	123.8	7,744	4,259	—	3,485	6法指定	六郷西部第2	美郷町	174.6	10,923	6,007	2,184	2,732	6法指定	小計	11地区	1,140.0	75,409	40,973	10,692	23,744		柴内	鹿角市	120.0	10,560	—	5,280	5,280	6法指定	赤川	山本郡三種町 下岩井川(土)	47.9	3,806	—	1,903	1,903	6法指定	槐・常磐	二ツ井白神(土)	50.0	3,883	—	1,941	1,942	6法指定	飯島中央	新城川(土)	180.0	10,703	—	5,351	5,352	5法指定	檜山	仁井田堰(土)	20.0	1,342	—	671	671	5法指定	館越	馬場目川水系(土)	31.0	1,320	—	660	660	6法指定	笹子	鳥海町笹子(土)	180.3	10,615	—	5,307	5,308	6法指定	小杉山	大仙市	121.1	979	—	489	490	6法指定	小計	8地区	750.3	43,208	—	21,602	21,606		合 計	19地区	1,890.3	118,617	40,973	32,294	45,350	
地区名	事業主体	事業量 (ha)	事業費 (千円)	内 訳			備 考																																																																																																																																																																																											
				国	県	地 元																																																																																																																																																																																												
金足岩瀬	新城川(土)	87.0	6,000	3,000	—	3,000	5法指定																																																																																																																																																																																											
猿田西	秋田市上北手猿田(土)	56.0	4,000	2,000	—	2,000	5法指定																																																																																																																																																																																											
中吉田	横手市	140.0	10,000	5,500	2,000	2,500	6法指定																																																																																																																																																																																											
麓西	大館市	157.7	10,175	5,596	2,035	2,544	6法指定																																																																																																																																																																																											
脇本本村	男鹿市(土)	33.0	3,000	1,650	600	750	6法指定																																																																																																																																																																																											
杉沢新所	湯沢雄勝(土)	45.2	3,000	1,650	600	750	6法指定																																																																																																																																																																																											
大畑深山	大仙市	19.2	1,199	659	—	540	6法指定																																																																																																																																																																																											
大台	大仙市	257.5	16,368	9,002	3,273	4,093	6法指定																																																																																																																																																																																											
高崎	馬場目川水系(土)	46.0	3,000	1,650	—	1,350	6法指定																																																																																																																																																																																											
大坂善知鳥	美郷町	123.8	7,744	4,259	—	3,485	6法指定																																																																																																																																																																																											
六郷西部第2	美郷町	174.6	10,923	6,007	2,184	2,732	6法指定																																																																																																																																																																																											
小計	11地区	1,140.0	75,409	40,973	10,692	23,744																																																																																																																																																																																												
柴内	鹿角市	120.0	10,560	—	5,280	5,280	6法指定																																																																																																																																																																																											
赤川	山本郡三種町 下岩井川(土)	47.9	3,806	—	1,903	1,903	6法指定																																																																																																																																																																																											
槐・常磐	二ツ井白神(土)	50.0	3,883	—	1,941	1,942	6法指定																																																																																																																																																																																											
飯島中央	新城川(土)	180.0	10,703	—	5,351	5,352	5法指定																																																																																																																																																																																											
檜山	仁井田堰(土)	20.0	1,342	—	671	671	5法指定																																																																																																																																																																																											
館越	馬場目川水系(土)	31.0	1,320	—	660	660	6法指定																																																																																																																																																																																											
笹子	鳥海町笹子(土)	180.3	10,615	—	5,307	5,308	6法指定																																																																																																																																																																																											
小杉山	大仙市	121.1	979	—	489	490	6法指定																																																																																																																																																																																											
小計	8地区	750.3	43,208	—	21,602	21,606																																																																																																																																																																																												
合 計	19地区	1,890.3	118,617	40,973	32,294	45,350																																																																																																																																																																																												
	※このほか、県単事務費107千円(県100%)																																																																																																																																																																																																	
	※(土)：土地改良区の略																																																																																																																																																																																																	
	3 採択基準																																																																																																																																																																																																	
	換地計画を定める土地改良事業の着手の見込みが確実であること																																																																																																																																																																																																	
	4 負担区分 ※()内は、6法指定地域等の場合																																																																																																																																																																																																	
	(1) 必須業務のみの場合																																																																																																																																																																																																	
	国50(55)％、地元50(45)％																																																																																																																																																																																																	
	(2) 必須業務のほか、「換地計画素案作成」を含む選択業務を実施した場合																																																																																																																																																																																																	
	国50(55)％、県20％、地元30(25)％																																																																																																																																																																																																	

(3) 選択業務「公図等転写連続図作成」「権利者確認調査(追跡)」のいずれか又は両方のみを実施した場合
 県50%、地元50%

事業名	換地清算交付金			担当	土地改良指導チーム		
事業年度	昭和40～	事業主体	県	当初予算額	171,042 千円		
事業目的	換地を伴う県営土地改良事業において、換地処分時に生ずる従前地と換地の価額の不均衡を金銭により清算する。			財源内訳	諸収入	171,042 千円	
実施内容	1 清算金の流れ 土地改良区がある地区の場合、県と土地改良区との間で徴収・支払し、その土地改良区が権利者との間で徴収、支払を行う。(※土地改良区がない地区の場合は、県が直接権利者との間で徴収・支払を行う。)						
2 令和5年度実施計画							
事業名	地区名	土地改良区	面積 (ha)	徴収		支払	
				金額(千円)	人数	金額(千円)	人数
農地集積加速化 基盤整備事業	東雲原	秋田県能代地区土地改良区	152.3	5,000	59	5,000	50
	下田平	二ツ井町土地改良区	122.3	4,000	41	4,000	49
	小掛・鬼神	二ツ井町土地改良区	31.4	2,000	27	2,000	43
	荷上場	二ツ井町土地改良区	78.9	54,000	2	54,000	130
	大戸百崎	秋田市上北手小山田土地改良区	26.8	327	22	327	29
	下新城笠岡西部	新城川土地改良区	53.3	975	33	975	48
	五里合	男鹿市五里合土地改良区	285.5	31,102	107	31,102	200
	強首	大仙市仙北土地改良区	658.0	45,700	218	45,700	219
	大神成	秋田県田沢疏水土地改良区	86.2	5,600	67	5,600	67
	斉内	秋田県田沢疏水土地改良区	291.3	12,600	110	12,600	110
農地中間管理機 構関連ほ場整備 事業	六合	秋田県西仙北土地改良区	97.3	7,400	72	7,400	72
	十八石堰	仁井田堰土地改良区	22.6	675	21	675	35
	関口(第1)	湯沢市	11.2	620	17	620	24
	関口(第2)	湯沢市	8.9	419	42	419	19
	関口(第3)	湯沢市	10.4	624	14	624	22
計	15換地区		1,936.4	171,042	852	171,042	1,117

事業名	土地改良諸費のうち用地整理費			担 当	土地改良指導チーム	
事業年度	—	事業主体	県	当初予算額	251 千円	
事業目的	用地測量及び登記嘱託業務委託により過年度未登記の所有権移転登記を行う。			財 源 内 訳	一 般	251 千円
実施内容	1 事業内容 過年度未登記の所有権移転登記をするための用地測量及び登記嘱託業務委託。					
	2 過年度未登記筆数（R 4. 12. 31現在） 2筆（未相続2筆）					
	3 令和5年度実施計画 （1）相続調査 （2）登記嘱託委託（分筆、相続、所有権移転）					

事業名	土地改良諸費のうち土地改良指導管理費			担 当	土地改良指導チーム																				
事業年度	昭和24～	事業主体		当初予算額	615 千円																				
事業目的	県内土地改良区の業務運営に関する検査・指導を行う。また、土地改良施設管理についての関係機関との調整を行う。			財 源 内 訳	一 般	615 千円																			
実施内容	1 事業内容 （1）県内70土地改良区、1土地改良区連合（R 5. 3末現在）及び秋田県土地改良事業団体連合会を対象として、土地改良法第132条の規定に基づく検査を定期的実施する。（概ね3年に1回） （2）土地改良区等の指導等についての国との調整・協議を行う。 （3）県内土地改良区等への業務運営に関する指導を行う。 （4）県内土地改良区等に対し、国有土地改良財産の管理受託に関する指導及び調整を行う。																								
	2 令和5年度検査対象（計画） 23土地改良区（北秋田2、山本4、秋田9、由利3、仙北4、平鹿1） ※うち1土地改良区は国検査																								
	3 国有土地改良財産の管理受託者																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業名</th> <th>管 理 委 託 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雄物川筋</td> <td>かん排</td> <td>横手市 秋田県雄物川筋土地改良区、秋田県南旭川水系土地改良区</td> </tr> <tr> <td>田沢疏水</td> <td>かん排</td> <td>大仙市、美郷町 秋田県田沢疏水土地改良区</td> </tr> <tr> <td>第2田沢</td> <td>農地開発</td> <td>秋田県田沢疏水土地改良区</td> </tr> <tr> <td>仙北平野</td> <td>かん排</td> <td>秋田県仙北平野土地改良区</td> </tr> <tr> <td>能代</td> <td>農地開発</td> <td>秋田県能代地区土地改良区</td> </tr> <tr> <td>八郎潟</td> <td>干拓</td> <td>秋田県 三種町、五城目町、井川町、大潟村 大潟土地改良区、新城川土地改良区</td> </tr> </tbody> </table>					地区名	事業名	管 理 委 託 先	雄物川筋	かん排	横手市 秋田県雄物川筋土地改良区、秋田県南旭川水系土地改良区	田沢疏水	かん排	大仙市、美郷町 秋田県田沢疏水土地改良区	第2田沢	農地開発	秋田県田沢疏水土地改良区	仙北平野	かん排	秋田県仙北平野土地改良区	能代	農地開発	秋田県能代地区土地改良区	八郎潟	干拓
地区名	事業名	管 理 委 託 先																							
雄物川筋	かん排	横手市 秋田県雄物川筋土地改良区、秋田県南旭川水系土地改良区																							
田沢疏水	かん排	大仙市、美郷町 秋田県田沢疏水土地改良区																							
第2田沢	農地開発	秋田県田沢疏水土地改良区																							
仙北平野	かん排	秋田県仙北平野土地改良区																							
能代	農地開発	秋田県能代地区土地改良区																							
八郎潟	干拓	秋田県 三種町、五城目町、井川町、大潟村 大潟土地改良区、新城川土地改良区																							

事業名	土地改良施設リスク管理強化対策事業		担 当	土地改良指導チーム	
事業年度	平成22～	事業主体	市町村、土地改良区等		
			当初予算額	181 千円	
事業目的	土地改良施設に使用されているコンデンサ等の収集運搬経費及び含有塗膜分析調査の経費等を助成し、人体に有害なPCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれた「PCB廃棄物」について、期限内の適切な処理を促進する。		財 源 内 訳	国 庫	181 千円
実施内容	土地改良区等が保管するPCB廃棄物を指定の処理施設へ収集運搬するために必要な経費、又はPCBの含有が疑われる塗膜について分析調査する経費等を助成する。				
	<p>1 補助率 国1/2以内</p> <p>2 令和5年度実施計画 (1) 収集運搬 ①事業主体 ニツ井町土地改良区 ②廃棄物種別 トランス（微量）1個 ③事業費 363千円（うち補助額181千円） (2) 塗膜調査(含有判明した塗膜処分含) R5年度は該当案件なし</p>				
参考	1 処理機関				
	(1) 高濃度PCB廃棄物 J E S C O（中間貯蔵・環境安全事業株式会社） （所在地：北海道室蘭市仲町14-7） (2) 微量PCB廃棄物 無害化処理の大臣認定を受けた処理施設（全国33か所 令和4年5月時点）				
参考	2 運搬業者				
	(1) 高濃度PCB廃棄物 J E S C O指定運搬業者（日本通運㈱ ほか11社） (2) 微量PCB廃棄物 微量PCB廃棄物の積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事の許可（政令で指定する市にあっては市長の許可）を受けた業者				
参考	3 処理期限				
	(1) 高濃度廃棄物 ①変圧器、コンデンサ → R4.3.31 ※秋田県内土地改良施設処理完了 ②安定器、汚染物等 → R5.3.31 ※秋田県内土地改良施設処理完了 (2) 微量廃棄物 R9.3.31				
参考	4 処理費用				
	本事業の補助対象外である（塗膜分の処理費は補助対象）が、高濃度PCB廃棄物については、「中小企業者等軽減制度」に該当した場合、処理費用の70%が軽減される。				

事業名	担い手育成農地集積事業			担当	土地改良指導チーム	
事業年度	平成5～	事業主体	県	当初予算額	6,863千円	
事業目的	経営体育成基盤整備事業の実施を契機として、一定の担い手集積要件等を満たした地区に対し、県が当該事業の農家負担金の償還利息を助成することで、農家負担の軽減と担い手への農地集積促進を図る。			財源内訳	一般	6,863千円
実施内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 平成16年度までの採択地区 農家負担金が12%以下の場合は農家負担金の6分の1、12%を超える場合は年度事業費の5%に係る償還利子相当額を助成する。</p> <p>(2) 平成17年度以降の採択地区 農家負担金の6分の1に係る償還利子を助成する。 ※(1)に該当する地区で農家負担金が12%以下の場合及び(2)に該当する地区は、農家負担金の残り6分の5を国から無利子で融資を受けられる。</p> <p>2 採択基準 国が定める経営体育成促進事業実施要綱に掲げる全ての要件を備え、かつ、下記のいずれかを満たすこと。 (1) 同一の担い手等が経営する2ha以上の連担したほ場面積が、地区の35%以上になること(区画整理型)。 (2) 同一の担い手等が2ha以上の連担農地の団地を形成すること(高度利用型)。</p> <p>3 採択期間 平成5～22年度までに新規採択された地区</p> <p>4 交付先 土地改良区等</p> <p>5 令和5年度実施計画 129地区 ※うち、令和5年度経営体育成基盤整備事業実施中は2地区。(強首・強首2期) ※事業採択地区総数193地区</p>					

事業名	水利施設整備事業			担当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和31～	事業主体	県、市町村、土地改良区	当初予算額	2,685,756千円	
事業目的	農業用排水施設の新設・更新・改良により、農業用水の安定的な確保を図るとともに、農業水利施設や小水力発電施設を整備し、施設の管理省力化や多面的機能の発揮を推進する。			財源内訳	分担金	221,373千円
					国庫	1,441,820千円
					諸収入	266,032千円
					県債	678,700千円
					一般	77,831千円
実施内容	<p>1 地域用水機能増進事業 1,562千円(◎1,562千円) 地域用水の管理者と享受者が地域用水機能の維持・増進を図るため、諸活動や組織化への取組を支援し、地域社会における農業水利資産の維持・保全をめぐる新たな支援体制を確立する。</p> <p>(1) 採択基準 ①本事業を申請する土地改良区に地域用水対策協議会が設置されていること。 ②利水に関する権利関係が調整され、かつ、長期的な水利用の秩序が図られる見通しがあること。 ③土地改良区及び市町村等の協力により地域用水機能を保全していく機運が存在し、その機能が将来的に維持・増進されることが確実に認められること。</p> <p>(2) 事業主体 市町村、土地改良区 (3) 負担区分 国55%、地元45%</p>					

(4) 令和5年度実施計画

単位:千円

地区名	関係市町村	工期		総事業費	R4まで	R5		R6以降	R5実施内容
		着工	完了			当初	計		
[地域用水機能増進型]									
田沢二期	仙北市、美郷町、大仙市	H22	R5	163,600	96,200	2,840	2,840	64,560	機能増進活動、補完工1式
計	1地区			163,600	96,200	2,840	2,840	64,560	

※計上額は国庫補助額のみ(事業費2,840千円、地元負担1,278千円)

2 小水力発電施設整備事業 13,910千円(◎6,500千円、◎3,250千円、◎3,700千円、○460千円)

小水力発電施設の整備を行い、土地改良施設等の維持管理費の節減を図るとともに、その効果を広く周知することで、県内における小水力発電の普及を促進する。

(1) 採択基準 土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれること。

(2) 事業主体 県

(3) 負担区分 国50%、県25%、地元25%

(4) 令和5年度実施計画

単位:千円

地区名	関係市町村	工期		総事業費	R4まで	R5		R6以降	R5実施内容
		着工	完了			当初	計		
[小水力発電施設整備事業]									
上市	由利本荘市	H30	R5	302,000	269,400	5,000	5,000	27,600	設備1式、土木工事1式
仙平太田斉内	大仙市、仙北市、美郷町	R2	R5	330,000	310,000	8,000	8,000	12,000	設備1式、土木工事1式
計	2地区			632,000	579,400	13,000	13,000	39,600	

※計上額は事務費を含む(910千円)

3 県営かんがい排水事業 1,016,594千円(◎221,373千円、◎512,147千円、◎254,700千円、○28,374千円)

基幹的な農業用排水施設の新設、改良等により農業用水の安定供給と適切な排水を行う。

(1) 採択基準

①一般型 受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積100ha以上。

②農地集積促進型 受益面積20ha以上、かつ、担い手への農地集積率が一定以上増加すること。

(2) 事業主体 県

(3) 負担区分

①一般型 国50%、県25%、地元25%(蛭野・角間川堰地区、横手西部地区、四の堰地区)

②農地集積促進型 国55%、県27.5%、地元17.5%(大戸川地区、下堰・三百石堰)

(4) 令和5年度実施計画

単位:千円

地区名	関係市町村	工期		総事業費	R4まで	R5		R6以降	R5実施内容
		着工	完了			当初	計		
[県営かんがい排水事業]									
蛭野・角間川堰	横手市、大仙市	H30	R6	1,516,000	1,236,406	185,594	185,594	94,000	排水路工1式
大戸川	大仙市、横手市	R1	R8	3,310,000	2,648,717	304,000	304,000	357,283	用水路工1式
横手西部	横手市	R3	R10	2,221,000	96,000	348,000	348,000	1,777,000	排水路工1式
四の堰	横手市	R4	R8	657,000	60,000	109,000	109,000	488,000	用水路工1式
下堰・三百石堰	美郷町、大仙市	R5	R9	1,715,000		43,000	43,000	1,672,000	実施設計1式
計	5地区			9,419,000	4,041,123	989,594	989,594	4,388,283	

※計上額は事務費を含む(27,000千円)

4 基幹水利施設ストックマネジメント事業

1,444,208千円(◎738,760千円、◎262,782千円、◎396,400千円、○46,266千円)

国営・県営土地改良造成施設において、機能保全計画に基づき、受益面積が20ha以上の地区を対象に保全対策工事を実施する。

(1) 採択基準

①共通事項

ア 国営、県営土地改良事業による基幹的施設で総事業費2,000万円以上。

イ 既存施設を有効活用し、かつ施設の機能向上を主な目的としないこと。

②末端支配面積

県営法律補助の場合100ha以上、県営予算補助の場合20ha以上であること。

(2) 事業主体 県

(3) 負担区分

①令和2年度以前の採択地区 国50(55)% 県25% 地元25(20)%

②令和3年度以降の採択地区 国50(55)% 県29% 地元21(16)%

※()内は、水利施設等保全高度化事業(農地集積促進型)、農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用した場合の中山間地域の補助率

(4) 令和5年度実施計画

単位:千円

地区名	関係市町村	工期		総事業費	R4まで	R5		R6以降	R5実施内容
		着工	完了			当初	計		
[基幹水利施設ストックマネジメント事業]									
仙北平野2期	大仙市、美郷町、仙北市	R1	R6	376,000	253,600	63,000	63,000	59,400	用水路工 1式
田沢疏水	仙北市、美郷町、大仙市	R1	R5	225,000	158,000	67,000	67,000		用水路工 1式
松倉堰1期	大仙市	R1	R6	952,000	380,001	150,000	150,000	421,999	用水路工 1式
大森1期	横手市	R1	R6	317,000	243,000	37,000	37,000	37,000	用水路工 1式
深堀	湯沢市、羽後町	R1	R5	550,000	529,991	20,000	20,000	9	排水路工 1式
松倉堰2期	大仙市	R2	R6	668,000	132,000	50,000	50,000	486,000	排水路工 1式
大森2期	横手市	R2	R5	275,400	175,320	91,000	91,000	9,080	用水路工 1式
天王	潟上市	R2	R5	151,200	134,618	16,000	16,000	582	用水路工 1式
峰浜4	八峰町	R3	R5	380,000	178,520	196,000	196,000	5,480	ダム管理施設 1式
貝沢	湯沢市、羽後町	R3	R5	150,000	122,800	27,200	27,200		用水路工 1式
黒坂堰	湯沢市、横手市	R3	R5	163,000	78,000	44,000	44,000	41,000	用水路工 1式
浅内南部2期	三種町	R4	R7	190,000	78,700	94,000	94,000	17,300	揚水機場 1式
中屋敷2	湯沢市	R4	R7	261,000	9,500	100,000	100,000	151,500	用水路工 1式
八郎瀧1	大瀧村ほか	R4	R7	324,000	130,000	70,000	70,000	124,000	防潮水門(遠隔操作設備) 1式
八郎瀧2	大瀧村ほか	R4	R9	767,000	100,000	180,000	180,000	487,000	排水機場 1式
浜田	三種町	R5	R7	158,000		7,000	7,000	151,000	実施設計 1式
四ツ小屋	秋田市	R5	R7	80,000		15,000	15,000	65,000	実施設計 1式
八郎瀧3	大瀧村	R5	R9	210,000		100,000	100,000	110,000	排水機場 1式
開三ヶ村2期	横手市	R5	R7	310,000		42,000	42,000	268,000	実施設計 1式
大戸	羽後町	R5	R7	90,000		15,000	15,000	75,000	実施設計 1式
計	20地区			6,597,600	2,704,050	1,384,200	1,384,200	2,509,350	

※計上額は事務費を含む(46,468千円)

5 団体営農業水路等長寿命化事業 209,482千円(◎182,851千円、◎23,900千円、◎2,731千円)

農業水利施設の老朽化に対応するために実施する長寿命化対策、水管理や維持管理の労力軽減の取組や、災害リスクに対応するための防災減災対策に係る取組に対して支援する。

(1) 事業内容

①機能保全計画策定事業

水利施設整備事業と併せて行う農業用排水路等に関する機能保全計画の策定(機能保全計画策定に必要な機能診断を含む)

②水利施設整備事業

ア 農業用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更

イ アと一体的に行う給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備

(2) 採択基準

①機能保全計画策定事業

ア 国営造成施設と一体となる農業水利施設、又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること

イ 策定した機能保全計画に基づき、水利施設整備事業を行うこと

②水利施設整備事業

ア 国営造成施設と一体となる農業水利施設、又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること

イ 機能保全計画に基づいた施設整備であること

(3) 事業主体 市町村、土地改良区

(4) 負担区分

事業区分		実施主体	国	県	市町村	地元
機能保全計画策定事業		市町村、土地改良区	100	-	-	-
水利施設整備事業	市町村が実施主体の場合	市町村	50(55)	14	21	15(10)
	土地改良区が実施主体の場合	土地改良区	50(55)	14	13	23(18)

(5) 令和5年度実施計画

01 機能保全計画策定事業

単位:千円

地区名	関係市町村	工期		総事業費	R5		R5実施内容
		着工	完了		当初	計	
[機能保全計画策定事業]							
鳥屋下	三種町	R5	R5	5,000	5,000	5,000	機能保全計画1式
安戸六	三種町	R5	R5	5,000	5,000	5,000	機能保全計画1式
泉八日	三種町	R5	R5	5,000	5,000	5,000	機能保全計画1式
乱橋第1	潟上市	R5	R5	5,000	5,000	5,000	機能保全計画1式
檜田	秋田市	R5	R5	3,000	3,000	3,000	機能保全計画1式
大潟長寿	大潟村	R5	R5	5,000	5,000	5,000	機能保全計画1式
町下	五城目町	R5	R5	10,000	10,000	10,000	機能保全計画1式
院内川	仙北市	R5	R5	5,000	5,000	5,000	機能保全計画1式
柏木	横手市	R5	R5	5,000	5,000	5,000	機能保全計画1式
荒処	横手市	R5	R5	5,000	5,000	5,000	機能保全計画1式
下境	横手市	R5	R5	5,000	5,000	5,000	機能保全計画1式
本堂	横手市	R5	R5	6,000	6,000	6,000	機能保全計画1式
田代仙道	羽後町	R5	R5	10,000	10,000	10,000	機能保全計画1式
駒形黒沢	湯沢市	R5	R5	5,000	5,000	5,000	機能保全計画1式
計	14地区			79,000	79,000	79,000	

02 水利施設整備事業

単位:千円

地区名	関係市町村	工期		総事業費	R5		R6以降	R5実施内容
		着工	完了		当初	計		
[水利施設整備事業]								
下内川第一	大館市	R4	R5	16,500	14,500	14,500		用水路工1式
高野々	八峰町	R4	R6	37,000	21,000	21,000	11,000	揚水機1式
浅内沼	能代市・三種町	R4	R5	17,000	12,000	12,000		水門工1式
鍼測	能代市	R4	R5	18,000	15,000	15,000		頭首工1式
狐森	秋田市	R4	R5	17,000	13,900	13,900	1,100	揚水機1式
下大野	由利本荘市	R5	R7	13,200	5,600	5,600	7,600	実施設計1式
大久保白洲野	潟上市	R5	R7	27,000	2,500	2,500	24,500	実施設計1式
大川堤ノ内	五城目町	R5	R7	18,000	18,000	18,000		実施設計1式、用水路工1式
大堤	秋田市	R5	R7	12,500	1,500	1,500	11,000	実施設計1式
大在神堰	にかほ市	R5	R7	7,400	3,500	3,500	3,900	実施設計1式
館合	横手市	R5	R7	20,000	9,000	9,000	11,000	実施設計1式
長助堰	横手市	R5	R7	15,000	4,000	4,000	11,000	実施設計1式
弁天	横手市	R5	R7	15,000	10,000	10,000	5,000	実施設計1式
中泊	羽後町・湯沢市	R5	R7	30,000	5,000	5,000	25,000	実施設計1式
西馬音内	羽後町	R5	R7	30,000	5,000	5,000	25,000	実施設計1式
新成	羽後町	R5	R7	60,000	10,000	10,000	50,000	実施設計1式
大久保	羽後町・横手市	R5	R7	20,000	5,000	5,000	15,000	実施設計1式
明治	羽後町	R5	R7	20,000	5,000	5,000	15,000	実施設計1式
高尾田	羽後町	R5	R7	70,000	10,000	10,000	60,000	実施設計1式
素波里	能代市	R5	R6	93,976	19,720	19,720	74,256	ダム設備1式
計	20地区			557,576	190,220	190,220	350,356	

※計上額は国庫及び県補助額のみ(事業費269,220千円、地元負担59,738千円)

事業名	戦略作物生産拡大基盤整備促進事業			担当	水利整備・防災チーム																																																
事業年度	平成26～	事業主体	県、市町村、土地改良区		当初予算額	5,250 千円																																															
事業目的	暗渠排水やモミガラ補助暗渠等による排水強化対策のほか、農業水利施設等の整備・更新や、戦略作物の生産拡大に不可欠な生産基盤を整備することで、戦略作物の品質・収量の大幅な向上を図り、高収益農業の実現を促進する。			財源内訳	国庫	3,050 千円																																															
					諸収入	525 千円																																															
					県債	1,500 千円																																															
					一般	175 千円																																															
実施内容	暗渠排水、区画拡大（畦畔除去等）及び土層改良等の簡易な農地整備、並びに農業用排水施設及び農作業道等の更新を実施する。																																																				
	1 採択基準																																																				
	(1) 県事業要件 ※（ ）内は、中山間地域の場合																																																				
	①総事業費1億円未満																																																				
	②戦略作物作付計画を作成するほか、戦略作物及び園芸作物の作付け割合が一定以上増加すること。																																																				
	③県営事業にあたっては、受益面積20（10）ha以上。団体営事業にあたっては、受益面積5（2）ha以上。																																																				
	(2) 国事業要件（農業基盤整備促進事業）																																																				
	①農業基盤整備計画を策定していること																																																				
	②事業費2,000千円以上、かつ受益者数2者以上であること																																																				
	③1地区当たりの受益面積が5ha以上であること																																																				
	(3) 国事業要件（農地耕作条件改善事業）																																																				
	①農地中間管理機構との連携概要を策定していること																																																				
	②農地集積促進計画及び耕作条件改善計画を策定していること																																																				
	③事業費2,000千円以上、かつ受益者数2者以上																																																				
	2 事業主体及び負担区分 ※（ ）内は、中山間地域の場合																																																				
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">負担区分</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>50(55)%</td> <td>27.5%</td> <td>22.5(17.5)%</td> </tr> <tr> <td>土地改良区等</td> <td>50(55)%</td> <td>10.0%</td> <td>40(35)%</td> </tr> </tbody> </table>									事業主体	負担区分			国	県	地元	県	50(55)%	27.5%	22.5(17.5)%	土地改良区等	50(55)%	10.0%	40(35)%																													
事業主体	負担区分																																																				
	国	県	地元																																																		
県	50(55)%	27.5%	22.5(17.5)%																																																		
土地改良区等	50(55)%	10.0%	40(35)%																																																		
	3 令和5年度実施計画																																																				
	【県営事業】 単位:千円																																																				
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th rowspan="2">関係市町村</th> <th colspan="2">工期</th> <th rowspan="2">総事業費</th> <th rowspan="2">R4まで</th> <th colspan="2">R5</th> <th rowspan="2">R6以降</th> <th rowspan="2">R5実施内容</th> </tr> <tr> <th>着工</th> <th>完了</th> <th>当初</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[高収益作物転換型]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>協和</td> <td>大仙市</td> <td>R3</td> <td>R5</td> <td>100,000</td> <td>94,702</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>298</td> <td>暗渠排水工 1式</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1地区</td> <td></td> <td></td> <td>100,000</td> <td>94,702</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>298</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									地区名	関係市町村	工期		総事業費	R4まで	R5		R6以降	R5実施内容	着工	完了	当初	計	[高収益作物転換型]										協和	大仙市	R3	R5	100,000	94,702	5,000	5,000	298	暗渠排水工 1式	合計	1地区			100,000	94,702	5,000	5,000	298	
地区名	関係市町村	工期		総事業費	R4まで	R5		R6以降	R5実施内容																																												
		着工	完了			当初	計																																														
[高収益作物転換型]																																																					
協和	大仙市	R3	R5	100,000	94,702	5,000	5,000	298	暗渠排水工 1式																																												
合計	1地区			100,000	94,702	5,000	5,000	298																																													
	※事務費含む（250千円）																																																				

事業名	水利施設管理事業			担当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和52～	事業主体	県、市町村	当初予算額	857,749 千円	
事業目的	国営土地改良事業で造成された施設の管理体制を整備し、安定した農業用水の確保に向けた施設の維持管理や長寿命化、適切な用排水管理を推進する。			財源	分担金	206,715 千円
				内訳	国庫	367,714 千円
					諸収入	1,104 千円
					一般	282,216 千円
実施内容	1 八郎潟干拓基幹施設維持管理事業				711,500千円 (◎206,715千円、◎276,000千円、◎1,104千円、◎227,681千円)	
	国営八郎潟干拓事業で造成された農用地に農業用水を供給し、中央干拓地からの排水を行うことにより、農業経営と大潟村の民政安定を図るため、基幹的な造成施設の維持管理を行う。					
	(1) 対象施設 国から県に管理委託された次の施設について、維持管理及び整備補修を実施					
	防潮水門	洪水吐ゲート12門 放流ゲート2門 開門2門 ほか	方口排水機場	φ1,500mm × 710kW × 1台 φ1,000mm × 270kW × 2台		
	南部排水機場	φ2,200mm × 380kW × 1台 φ2,200mm × 1,450kW × 2台 φ1,800mm × 970kW × 2台	浜口機場	φ1,200mm × 120kW × 2台		
	北部排水機場	φ2,200mm × 1,460kW × 2台 φ1,800mm × 980kW × 2台	幹線排水路	L=22,570m		
	(2) 実施主体 県					
	(3) 負担区分 国40%、県30%、地元30%					
	(4) 令和5年度実施計画 防潮水門、南部排水機場、北部排水機場、方口排水機場、浜口機場、幹線排水路の維持管理 ※南部排水機場の3号ポンプの分解整備等は、水利施設整備事業へ移行 ※事務費含む (21,500千円)					
	2 基幹水利施設管理事業				833千円 (◎749千円、◎84千円)	
国営土地改良事業で造成された基幹水利施設のうち、公共性・公益性の高い施設の管理を市町村が行い、施設機能を適切に保全する。						
(1) 採択基準						
①基幹水利施設(ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門)であって次の条件を全て満たす施設 (これと一体的に管理する必要のある施設)						
ア 国から管理委託されたもの						
イ 受益面積が1,000ha以上のもの						
ウ 非農地率がおおむね10%以上のもの						
エ それぞれの施設において一定規模等の要件に該当するもの						
②頭首工においては次の要件のすべてに該当するもの						
ア 設計洪水量が300m ³ /s以上						
イ ゲートを1門以上を有するもの						
ウ 最大取水量が1.0m ³ /s以上のもの						
(2) 実施主体 横手市						
(3) 負担区分 国30%、県1%、地元69%						
(4) 令和5年度実施計画 旭川地区 新一の堰頭首工						
(5) 事業費 2,497千円 (うち、国・県負担分773千円、事務費60千円を計上)						
3 水利施設管理強化事業				145,416千円 (◎90,965千円、◎54,451千円)		
国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区を対象として、次に掲げる費用を補助し、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化に対応した水利施設の管理強化を図る。						
(1) 事業内容						
①多面的機能の発揮に対応した費用(管理強化計画に位置づけられた土地改良区等管理施設)						
②治水協定ダムの洪水調節機能強化等の発揮に対応した費用(管理強化計画に位置づけられた土地改良等管理施設のうち防災減災機能を有する施設)						
③整備補修費用(管理強化計画に位置づけられた土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用)						
(2) 支援対象						
施設管理に関わる直接的経費のうち、多面的機能の発揮に相当する費用(防災減災機能を有する施設は42.8%、それ以外の施設は37.5%を乗じた額)						
(3) 事業主体 県						

(4) 負担区分 国50%、県25%、市町村25%

(5) 令和5年度実施計画

単位：千円

番号	地区名	土地改良区	市町村	事業費	地方事務費	合計
1	能代	秋田県能代地区	能代市,三種町,八峰町	11,204	526	11,730
2	大潟	大潟	大潟村	26,198	1,409	27,607
3	三種町鶴川	三種	三種町	5,766	271	6,037
4	琴丘地先干拓	琴丘	三種町	4,434	208	4,642
5	仙北平野	秋田県仙北平野	大仙市,仙北市,美郷町	46,906	2,449	49,355
6	田沢疏水	秋田県田沢疏水	大仙市,仙北市,美郷町	14,184	666	14,850
7	雄物川筋	秋田県雄物川筋	横手市,湯沢市,大仙市	30,000	1,409	31,409
8	旭川水系	秋田県南旭川水系	横手市,大仙市,美郷町	6,144	289	6,433
9	井川	井川町	井川町,五城目町,湯上市	5,986	281	6,267
10	天王	湯上市天王	湯上市	10,500	493	10,993
11	新城川	新城川	湯上市	6,426	302	6,728
12	飯田川	飯田川	湯上市	4,300	202	4,502
13	昭和	昭和	湯上市	2,100	99	2,199
14	八西	八郎潟西部干拓地区	男鹿市	4,428	208	4,636
15	八郎潟	八郎潟	八郎潟町	3,354	158	3,512
計	計	15地区		181,930	8,968	190,898
県予算	県予算			136,448	8,968	145,416
国費	国費			90,965		90,965
県費	県費			45,483	8,968	54,451

事業名	基幹水利施設技術管理強化特別指導事業			担当	水利整備・防災チーム
事業年度	昭和61～	事業主体	土地改良事業団体連合会	当初予算額	8,000 千円
事業目的	土地改良施設の日常管理や機能診断、機能保全計画策定等に関する管理技術について、現地での濃密な指導・援助等を行うことにより、施設管理者の技術向上やリスク管理技術等の修得を図り、施設の長寿命化を推進する。			財源	国庫 4,000 千円
				内訳	一般 4,000 千円
実施内容	<p>1 採択基準 国又は県営土地改良事業等で造成され、土地改良区が管理している基幹的水利施設で、公共性、受益面積、施設規模及び施設の操作難易度等に応じて算出された評点が5点以上の施設。</p> <p>2 対象施設 264施設（ダム73、頭首工45、排水機場16、揚水機130）</p> <p>3 負担区分 国50%、県50%</p> <p>4 令和5年度実施計画 （1）対象施設 8施設 ①揚水機 泉八日揚水機（三種町）、下刈揚水機（秋田市）、西目揚水機（由利本荘市）、第二田沢4号揚水機（仙北市）、湯沢南部第1揚水機（湯沢市） ②頭首工 三浦堰頭首工（大館市）、大戸川頭首工（大仙市）、山城堰頭首工（横手市）</p>				

事業名	防災ダム維持管理費		担当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和51～	事業主体	市町村	当初予算額	16,160 千円
事業目的	市町村に管理委託している農地防災ダムについて、公共的効果（被害減少額）に係る割合の維持管理費を負担する。		財源内訳	一般	16,160 千円
実施内容	<p>1 令和5年度計画</p> <p>(1) 芋川地区</p> <p>①委託先 由利本荘市</p> <p>②委託年月日 昭和47年7月1日（鬼ヶ台ダム）、昭和51年4月7日（小羽広ダム）</p> <p>③委託対象 鬼ヶ台ダム、小羽広ダム</p> <p>④委託内容 ダムの見回り、各操作機器の操作・保守点検及び災害防止に関する業務等</p> <p>⑤委託費 7,341千円</p> <p>⑥負担区分 県38.4%、市61.6%</p> <p>(2) 南外地区</p> <p>①委託先 大仙市</p> <p>②委託年月日 昭和53年4月1日</p> <p>③委託対象 南外ダム</p> <p>④委託内容 ダムの見回り、各操作機器の操作・保守点検及び災害防止に関する業務等</p> <p>⑤委託費 8,817千円</p> <p>⑥負担区分 南外地区 県41.9%、市58.1%</p> <p>(3) 使用料</p> <p>水沢ダム光ケーブル共架使用料 2千円</p>				

事業名	土地改良施設維持管理適正化事業			担当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和52～	事業主体	土地改良区、市町村	当初予算額	53,400 千円	
事業目的	土地改良施設の補修・整備のための資金を拠出し、土地改良区等による定期的な整備補修を支援することで、土地改良施設機能保持及び耐用年数の確保を図る。			財源	一般	53,400 千円
				内		
				訳		
実施内容	1 採択基準					
	(1) おおむね5年単位で土地改良施設の整備補修が行われるもの					
	(2) 団体営規模以上の事業により造成された施設の整備補修であること					
	(3) 1地区当たりの事業費が200万円以上であること ※台風、落雷等の自然災害や予測できない事故等により緊急に整備補修が必要となった場合に、単年度の拠出によって事業を実施可能。					
2 負担区分						
(1) 施設整備補修 国30%、県30%、地元40% ※施設整備補修：事業主体は拠出金として30%を負担し、事業実施時に10%を負担。 事業実施主体と国・県がそれぞれ3/10の額を5年間均等で全国土地改良事業団体連合会に拠出して資金を造成し、事業実施年度に事業費の9/10の額の交付を受ける。						
(2) 防災減災機能等強化対策 国50%、県20%、地元30% ※防災減災機能等強化対策：事業主体が拠出金として30%を負担。 国50%、県20%の額を5年間均等で全国土地改良事業団体連合会に拠出して資金を造成。						
3 令和5年度実施計画						
(1) 施設整備補修						
単位：千円						
期別区分	総事業費 ①	団体数	地区数	事業費 ②=①/5年	資金造成額 ③=②×90%	県拠出金 ④=②×30%
43期	(R1～R5) 210,000	17	34	42,000	37,800	12,600
44期	(R2～R6) 205,000	18	28	41,000	36,900	12,300
45期	(R3～R7) 175,000	16	27	35,000	31,500	10,500
46期	(R4～R8) 150,000	10	15	30,000	27,000	9,000
47期	(R5～R9) 140,000	13	21	28,000	25,200	8,400
計	880,000	74	125	176,000	158,400	52,800
(2) 防災減災機能等強化対策						
単位：千円						
期別区分	総事業費 ①	団体数	地区数	事業費 ②=①/5年	資金造成額 ③=②×80%	県拠出金 ④=②×20%
47期	(R5～R9) 15,000	1	1	3,000	2,700	600
計	1,185,000	1	1	3,000	2,700	600
4 実施（加入）状況						
単位：件・千円						
令和4年度まで		令和5年度計画				
加入地区数	総事業費	加入地区数	総事業費			
1,129	9,206,110	22	150,000			

事業名	農村地域防災減災事業			担当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和25～	事業主体	県、市町村、土地改良区	当初予算額	3,610,777千円	
事業目的	老朽ため池や農業用排水施設の補強工事、地すべり防止区域における調査や対策工事を行い、農地の災害を未然に防止し、総合的な防災・減災対策を推進する。			財源内訳	分担金	273,694千円
					国庫	1,921,067千円
					諸収入	12,440千円
					県債	1,264,800千円
					一般	138,776千円

実施内容
 1 ため池等整備事業
 3,538,011千円 (㊦273,694千円、㊧1,882,367千円、㊨12,440千円、㊩1,232,500千円、㊪137,010千円)
 老朽ため池及び用排水施設(頭首工、用排水路)の補強工事や、土砂崩落防止のための用水路補強工事を行い、農地の災害を未然に防止するほか、既存のため池の耐震性調査や劣化状況評価、ため池水位計設置など、総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する。

(1) 事業内容

- ①ため池 築造後の自然的・社会的状況等の変化への対応や人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害が発生するおそれのあるため池(災害発生防止等が必要なため池)を整備する。
- ②用排水施設 築造後の自然的・社会的状況等の変化により早急に整備を要する頭首工、樋門、揚排水機場若しくは水路等を整備する。
- ③湛水防除 立地条件の変化による湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則として、過去に応急の湛水防除事業が実施された地域)で、これを防止するために排水施設を整備する。
- ④河川工作物 構造が不相当又は不十分のため、前後一連の区間に比較して治水機能が劣っている河川
 応急対策 工作物について、対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、工事実施を必要とするものを整備する。
- ⑤耐震性調査 農業用ため池のハザードマップの作成や耐震性調査及び劣化状況評価、ため池水位計の設置等を実施する。

(2) 採択基準 ※()は6法指定地域等に適用

区分	県 営										団体営	
	ため池			用排水施設		湛水防除		河川工作物応急対策		耐震性調査	利活用環境整備	
受益面積	(70) 100ha以上	(20) 40ha以上	(5) 10ha以上	(200) 400ha以上	(50) 100ha以上	大規模 400ha以上	小規模 30ha以上	河川応急事業基準に合致するもの			1)ハザードマップ作成 防災受益面積7ha以上又は農外 想定被害が4,000万円以上、かつ受 益面積2ha以上	ため池 2ha以上
総事業費	80百万円以上		80百万円以上		5億円以上	50百万円以上	1億円以上	50百万円以上	2)耐震性調査 防災受益面積7ha以上、かつ受 益面積2ha以上、農外想定被害が3億 円以上	-		

(3) 負担区分 ※()は6法指定地域等に適用。

単位:%

区分	ため池			用排水施設		湛水防除		河川工作物応急対策		耐震性調査	利活用環境整備		
	大規模	中規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模		ため池	用排水施設 市町村 土地改良区等	土地改良区等
国費	55	50(55)	50(55)	55	50(55)	55	50(55)	55	50(55)	100	50(55)	50(55)	50(55)
県費	35	40	35	28	33	-	40	37	42	-	15	1	15
地元	10	10(5)	15(10)	17	17(12)	-	10(5)	8	8(3)	-	35(30)	49(44)	35(30)

(4) 令和5年度実施計画

単位:千円

区分	事業名	地区数	全 体	R4年度まで	R5年度計画	R6年度以降
県 営	た め 池	28	11,908,000	6,920,320	730,000	4,257,680
	用 排 水 施 設	5	5,245,000	3,025,300	776,000	1,443,700
	湛 水 防 除	10	11,260,000	4,996,600	1,125,000	5,138,400
	河 川 応 急 対 策	12	4,144,000	1,426,000	755,000	1,963,000
	震 災 対 策	4	330,650	306,183	24,467	0
団体営						
	計	59	32,887,650	16,674,403	3,410,467	12,802,780

※計上額は事務費を含む(127,544千円)

(5) 令和5年度地区別事業費

(1) ため池等整備事業

単位:千円

地区名	関係市町村	関係団体	工期		総事業費	R4まで	R5		R6以降	R5実施内容
			着工	完了			当初	計		
県 営										
[ため池]										
平沢大堤	秋田市	雄和中央	H27	R5	550,000	532,300	2,000	2,000	15,700	堤体付帯工 1式
大 内	由利本荘市	由利本荘市	H27	R5	974,000	880,000	17,000	17,000	77,000	堤体付帯工 1式
真山2号	男鹿市	—	H29	R5	524,000	416,000			108,000	法面保護工 1式
柄沢	大館市	大館市	H30	R6	767,000	261,300	30,000	30,000	475,700	取水施設工 1式
中池	大館市	大館市	H30	R7	600,000	468,100	10,000	10,000	121,900	堤体工 1式
長信田	三種町	琴丘	H30	R5	345,000	323,340	16,500	16,500	5,160	堤体付帯工 1式
枯木第一	由利本荘市	由利本荘市	H30	R5	374,000	365,000	9,000	9,000		土取場工 1式
森間	仙北市	仙北市神代	H30	R5	211,000	193,400	17,000	17,000	600	堤体付帯工 1式
小堤	三種町	山本郡三種町下岩川	R1	R5	212,000	178,000	33,500	33,500	500	堤体付帯工 1式
長者屋敷	秋田市	河辺郡芝野堰	R1	R5	319,000	305,000	5,000	5,000	9,000	堤体付帯工 1式
西の沢第1	秋田市	雄和	R1	R6	318,000	306,880	8,000	8,000	3,120	堤体付帯工 1式
岩城芹沢	由利本荘市	—	R1	R6	611,000	394,000	110,000	110,000	107,000	洪水吐工 1式
泉沢	大仙市	秋田県協和	R1	R5	544,000	502,000	11,000	11,000	31,000	財産譲与資料作成 1式
蓬沢	大仙市	蓬沢用水水利組合	R2	R6	256,000	250,000	5,000	5,000	1,000	堤体付帯工 1式
明通	大仙市	大神成水利組合	R2	R6	204,000	190,000	10,000	10,000	4,000	堤体付帯工 1式
郷具	由利本荘市	由利本荘市	R2	R6	419,000	231,000	23,000	23,000	165,000	堤体工 1式
滝ノ沢	由利本荘市	由利本荘市	R2	R7	718,000	316,000	70,000	70,000	332,000	堤体工 1式
大堤	大館市	大館市	R2	R6	298,000	163,000	28,000	28,000	107,000	洪水吐工 1式
大沢口	秋田市	芝野堰	R2	R6	236,000	157,000	11,000	11,000	68,000	堤体付帯工 1式
黒瀬沢	秋田市	雄和中央	R3	R7	765,000	104,000	50,000	50,000	611,000	仮設道路工 1式
長谷地2号	にかほ市	—	R3	R7	218,000	147,000	30,000	30,000	41,000	底種工 1式
大森新堤	横手市	—	R3	R7	287,000	237,000	30,000	30,000	20,000	堤体工 1式
家の後(新規)	大館市	曲田水利組合	R5	R9	430,000		40,000	40,000	390,000	調査設計 1式
堂ヶ袋大堤(新規)	北秋田市	北秋田市	R5	R7	250,000		18,000	18,000	232,000	調査設計 1式
山谷沢見第3(新規)	三種町	大堤水利組合	R5	R9	470,000		46,000	46,000	424,000	調査設計 1式
五郎谷地第一(新規)	秋田市	五郎谷地水利組合	R5	R9	250,000		27,000	27,000	223,000	調査設計 1式
内小友中沢(新規)	大仙市	大仙市大曲	R5	R10	294,000		12,000	12,000	282,000	調査設計 1式
金沢4(新規)	美郷町	秋田県仙南	R5	R10	464,000		61,000	61,000	403,000	調査設計 1式
小計	28地区				11,908,000	6,920,320	730,000	730,000	4,257,680	
[用 排 水]										
花輪大堰	鹿角市	—	H29	R6	1,449,000	574,300	98,000	98,000	776,700	水路工 1式
大屋沼寺内	横手市	秋田県雄物川筋	H30	R6	1,959,000	1,647,000	151,000	151,000	161,000	水路工 1式
真崎堰	湯上市、五城目町、井川町	馬場目川水系	R2	R6	901,000	387,000	150,000	150,000	364,000	水路工 1式
市川堰3期	能代市、藤里町	二ツ井白神	R3	R6	799,000	392,000	317,000	317,000	90,000	水路トンネル 1式
宗谷堰3期	大仙市	協和	R4	R8	137,000	25,000	60,000	60,000	52,000	法面工 1式
小計	5地区				5,245,000	3,025,300	776,000	776,000	1,443,700	
[湛 水 防 除]										
琴丘北	三種町	琴丘	H30	R6	1,071,000	935,000	100,000	100,000	36,000	排水機場工 1式
夜叉袋	八郎潟町	八郎潟	H30	R8	670,000	663,000	5,000	5,000	2,000	排水機場工 1式
琴丘南	三種町	琴丘	R1	R5	884,000	789,600	90,000	90,000	4,400	排水機場工 1式
天王東	湯上市	湯上市天王	R1	R5	2,271,000	573,000	420,000	420,000	1,278,000	排水機場工 1式
真坂	八郎潟町	八郎潟	R1	R7	900,000	723,000	50,000	50,000	127,000	排水機場工 1式
浜井川	湯上市・井川町	井川町	R1	R6	980,000	745,000	115,000	115,000	120,000	排水機場工 1式
今戸	井川町、五城目町	井川町	R2	R6	989,000	501,000	208,000	208,000	280,000	排水機場工 1式
久米岡	三種町	三種町	R3	R8	1,008,000	67,000	40,000	40,000	901,000	排水機場工 1式
八西第一	男鹿市	男鹿市	R5	R11	1,750,000		77,000	77,000	1,673,000	調査設計 1式
嶋田新田	羽後町	湯沢雄勝	R5	R12	737,000		20,000	20,000	717,000	調査設計 1式
計	10地区				11,260,000	4,996,600	1,125,000	1,125,000	5,138,400	
[河 川 応 対]										
立 花	大館市	大館市	R1	R4	126,000	109,000	17,000	17,000		頭首工 1式
滝沢堰	秋田市	河辺	R2	R6	390,000	252,000	99,000	99,000	39,000	頭首工 1式
和田	秋田市	河辺	R2	R6	385,000	231,000	100,000	100,000	54,000	頭首工 1式
身の淵	五城目町	戸村	R2	R6	412,000	322,000	54,000	54,000	36,000	頭首工 1式
一の渡	鹿角市	かづの	R3	R7	681,000	270,000	160,000	160,000	251,000	頭首工 1式
猿田川	秋田市	秋田市上北手猿田	R3	R7	432,000	101,000	99,000	99,000	232,000	頭首工 1式
山内	五城目町	山内	R3	R5	75,000	71,000	4,000	4,000		頭首工 1式
保多野	秋田市	秋田市上新城	R4	R8	222,000	40,000	57,000	57,000	125,000	頭首工 1式
石神	秋田市	孫左衛門堰	R4	R8	263,000	30,000	30,000	30,000	203,000	頭首工 1式
十和田南	鹿角市	かづの	R5	R9	500,000		45,000	45,000	455,000	頭首工 1式
向田	大館市	大館市	R5	R9	398,000		30,000	30,000	368,000	測量設計 1式
上野堰	湯沢市	湯沢雄勝	R5	R9	260,000		60,000	60,000	200,000	測量設計 1式
小計	12地区				4,144,000	1,426,000	755,000	755,000	1,963,000	
[耐 震 性 調 査]										
秋田第11	県内全域		R4	R5	250,000	240,000	10,000	10,000		耐震性調査 1式
秋田③	県内全域		R4	R5	72,750	66,183	6,567	6,567		劣化状況調査
秋田県3	県内全域		R5	R5	6,000		6,000	6,000		サポートセンター
秋田第3	県内全域		R5	R5	1,900		1,900	1,900		ハザードマップ作成
小計	4地区				330,650	306,183	24,467	24,467		
県 営 計	59地区				32,887,650	16,674,403	3,410,467	3,410,467	12,802,780	

2 農地地すべり対策事業

3,210千円 (◎1,500千円、◎1,500千円、○210千円)

地すべりによる被害を除去又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に、地すべり防止指定区域内において、農地・農業用施設等の農業生産基盤を維持するとともに、人家の破壊、埋没等を防止し、人命、家屋等を守る。

(1) 採択基準

①地すべり防止区域（農水省所管）に指定されていること

ア ため池の貯水量3万m³以上、面積100ha以上の水路・農道等に被害を及ぼすおそれのあること

イ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあること

②総事業費が7,000万円以上（長寿命化計画に基づく対策工事は800万円以上）であること

(2) 負担区分 国50%、県50%

(3) 令和5年度実施計画

単位:千円

地区名	関係市町村	工期		総事業費	R4まで	R5		R6以降	R5実施内容
		着工	完了			当初	計		
沢内	由利本荘市	H6	R5	1,211,000	1,161,990	2,000	2,000	47,010	調査解析1式
下吹	由利本荘市	H11	R5	919,000	615,772	1,000	1,000	302,228	調査解析1式
計	2地区			2,130,000	1,777,762	3,000	3,000	349,238	

※事務費含む (210千円)

3 県営防災施設管理事業

29,356千円 (◎28,100千円、○1,256千円)

(1) 農地地すべり対策調査計画費

農地地すべりによる崩壊を防止し、県土の保全と民生の安定に資するため、地すべり防止法に基づく申請や計画の策定及び概成地区等の確認調査、維持管理を実施する。

①実施計画 由利管内1地区（概成地区の集水井点検及び水抜きボーリング孔洗浄）

②負担区分 県100%

(2) 県単農地地すべり対策事業

地すべり防止区域における災害の未然防止又は最小化を図るため、国庫補助対象外の小規模な地すべり防止工事や地すべりを起因として発生した農地・農業用施設等の復旧工事を実施する。

①実施計画 由利管内1地区（応急対策工事及び地すべり関連復旧工事）

②採択基準 地すべり防止区域、地すべり危険箇所等であること

③負担区分 県100%

(3) 防災ダム維持管理事業

県営造成防災ダムにおける深淺測量や浚渫等について実施する。

①実施計画 由利本荘市1地区（鬼ヶ台ダム）

②負担区分 県100%

4 農村防災力強化総合支援事業

28,950千円 (◎28,950千円)

流域防災の観点から、農業用ため池及び用排水施設の管理・監視体制を強化する取組等について総合的に支援する。

(1) 事業内容 取水ゲート遠隔操作設備の整備（一丈木ダム）

(2) 負担区分 国100%

5 農業水利施設安全管理事業

11,250千円 (◎8,250千円、◎2,700千円、○300千円)

人命等に関わる事故が発生する恐れがある防災重点農業用ため池において転落事故を未然に防止するため、安全施設を設置する。

(1) 事業内容 防災重点農業用ため池への安全施設設置

(2) 負担区分 国50(55)%、県25(20)%、市町村25%

事業名	災害関連緊急地すべり対策事業			担当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和58～	事業主体	県	当初予算額	50,000 千円	
事業目的	当該年の降雨や地震等のため、地すべり防止指定区域（指定予定区域を含む）において、地すべりが発生、拡大した場合、当該年度内に緊急に地すべり防止工事を実施し国土保全及び民生の安定を図る。			財源内訳	国庫	25,000 千円
					県債	22,500 千円
					一般	2,500 千円
実施内容	1 採択基準 地すべり防止区域内（指定予定区域を含む）において、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる部分の防止工事で、工事費がおおむね600万円以上、かつ次のいずれかに該当するもの。 (1) 災害復旧工事に特に先行して施工する必要のあること (2) 公共の利害に密接な関係を有し、次のいずれかに該当すること ①農地10ha以上、関係面積100ha以上の用排水施設・農道 ②河川・道路等公共施設 ③学校・病院等公共建物 ④人家10戸以上等に直接被害を及ぼすと認められるもの					
	2 令和5年度実施計画 単位：千円					
	地区数	事業費	事業内容			
	1	50,000	地すべり防止工(地下水排除工・杭打工・擁壁工等)			

事業名	特定農業用管水路等特別対策事業			担当	水利整備・防災チーム			
事業年度	平成18～	事業主体	県、市町村	当初予算額	79,000 千円			
事業目的	石綿を含有する製品の老朽化に伴い、農業者等の健康が害される恐れがあることから、石綿による影響を未然に防止するための対策を講じ、営農の継続及び農業経営の安定化に向けて支援する。			財源内訳	分担金	7,500 千円		
					国庫	41,250 千円		
					県債	28,700 千円		
					一般	1,550 千円		
実施内容	石綿等による影響を防止するための対策を行う。							
	1 事業内容 (1) 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 (撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿の劣化又は飛散の防止措置を含む) (2) (1)の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 (3) 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更 2 採択基準 (1) 県営事業 受益面積が概ね20ha以上であり、かつ、1の(1)及び(2)については、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上のもの (2) 団体営事業 受益面積が概ね10ha以上であり、かつ、1の(1)及び(2)については、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上のもの 3 負担区分 単位：%							
	区分	内訳	国	県	地元			
	県営	工事費	55	35	10			
		事務費		100				
	団体営	工事費	55	未定	未定			
		事務費		未定				
4 令和5年度実施計画 単位：千円								
地区名	市町村	工期	総事業費	R4まで	R5		R6以降	R5実施内容
					当初	計		
面潟	八郎潟町	H30 R4	790,000	650,440	5,000	5,000	134,560	補完工 1式
西台	大仙市	R4 R7	202,000	55,000	70,000	70,000	77,000	旧管撤去 4,007m
計	2地区		992,000	705,440	75,000	75,000	134,560	事務費4,000千円

事業名	農地災害復旧事業		担当	水利整備・防災チーム		
事業年度	昭和25～	事業主体	県、市町村、土地改良区等	当初予算額	274,400 千円	
事業目的	異常な天然現象による災害で被災した農地について、国の補助を受けて復旧工事をを行い、営農の継続及び農業経営の安定化に向けて支援する。			財源	国庫	271,350 千円
				内訳	県債	1,300 千円
					一般	1,750 千円
実施内容	1 県営農地災害復旧事業			2,800千円 (◎1,350千円、◎1,300千円、◎150千円)		
	(1) 事業費 2,700千円 (想定) ※このほか事務費100千円					
	(2) 負担区分 国50%、県50% ※基本補助率 (国庫補助率増嵩あり)、事務費は県100%					
	(3) 採択基準 (国)					
	①暫定法の対象となる災害であること (雨量:24時間80mm以上又は1時間20mm以上、風速:最大風速15m/s以上、その他異常な天然現象)					
	②1箇所あたりの工事が40万円以上であること					
	(4) 採択基準 (県)					
	次のいずれかに該当し、申請者から要望があること					
	①他の県営事業として継続中で、事業計画に該当する農業用施設が被災した場合 ※県営ほ場整備事業、県営土地改良総合整備事業等の場合は、原則として基幹施設のみとする。					
	②他の県営事業に関連のない場合 ア 復旧事業費が1地区概ね100,000千円以上で、その関係受益面積が1地区概ね100ha以上の地区 イ その他、施工上高度な技術を要するもので、特に県営施行が適当と認められる地区					
2 県営農地災害復旧事業査定設計委託費			600千円 (◎600千円)			
(1) 負担区分 県100%						
(2) 採択基準 1 (3) と同じ						
3 団体営農地災害復旧事業			271,000千円 (◎270,000千円、◎1,000千円)			
(1) 事業費 310,345千円 (想定補助率87%で算定) ※このほか事務費1,000千円						
(2) 負担区分 国50%、地元50% ※基本補助率 (国庫補助率増嵩あり)、事務費は県100%						
(3) 採択基準 1 (3) と同じ						

事業名	農業用施設災害復旧事業		担当	水利整備・防災チーム
事業年度	昭和25～	事業主体	県、市町村、土地改良区	
事業目的	異常な天然現象による災害で被災した農業用施設について、国の補助を受けて原形復旧工事を行い、営農の継続及び農業経営の安定化に向けて支援する。		財源	当初予算額
			分担金	1,121,000 千円
			国庫	54,950 千円
			県債	1,021,850 千円
一般	37,300 千円	6,900 千円		
実施内容	1 県営農業用施設災害復旧事業 239,500千円 (㊦47,800千円、㊧155,350千円、㊨32,700千円、㊩3,650千円)			
	(1) 事業費 239,000千円(想定) ※このほか事務費500千円			
	(2) 負担区分 国65%、県15%、地元20% ※基本補助率(国庫補助率増嵩あり)、事務費は県100%			
	(3) 採択基準(国)			
	①暫定法の対象となる災害であること			
	(雨量:24時間80mm以上又は1時間20mm以上、風速:最大風速15m/s以上、その他異常な天然現象)			
	②1箇所あたりの工事が40万円以上であること			
	(4) 採択基準(県)			
	次のいずれかに該当し、申請者から要望があること			
	①他の県営事業として継続中で、事業計画に該当する農業用施設が被災した場合			
	※県営ほ場整備事業、県営土地改良総合整備事業等の場合は、原則として基幹施設のみとする。			
	②他の県営事業に関連のない場合			
	ア 復旧事業費が1地区概ね100,000千円以上で、その関係受益面積が1地区概ね100ha以上の地区			
	イ ため池は堤高10m、又は貯水量10万m ³ 以上かつ受益面積40ha以上かつ復旧事業費50,000千円以上の地区			
	ウ その他、施工上高度な技術を要するもので、特に県営施行が適当と認められる地区			
	2 県営農業用施設災害復旧事業査定設計委託費		1,000千円(㊩1,000千円)	
	(1) 負担区分 県100%			
	(2) 採択基準 1(3)と同じ			
	3 団体営農業用施設災害復旧事業		630,000千円(㊦629,000千円、㊩1,000千円)	
	(1) 事業費 662,106千円(想定補助率95%で算定) ※このほか事務費1,000千円			
	(2) 負担区分 国65%、地元35% ※基本補助率(国庫補助率増嵩あり)、事務費は県100%			
	(3) 採択基準 1(3)と同じ			
	4 過年発生県営農業用施設災害復旧事業		250,500千円(㊦7,150千円、㊧237,500千円、㊨4,600千円、㊩1,250千円)	
	(1) 事業費 250,000千円 ※このほか事務費500千円			
	(2) 負担区分 国95%、県2.14%、地元2.86%、事務費は県100%			
	(3) 対象地区 榎ノ沢(1)地区			

事業名	農地・農業用施設小災害支援事業		担当	水利整備・防災チーム	
事業年度	平成24～	事業主体	市町村、土地改良区	当初予算額	19,900 千円
事業目的	国事業の対象とならない小規模な農地等の災害復旧を支援することにより、農家負担を軽減し、離農や耕作放棄地の発生を防止する。		財源内訳	県債	3,900 千円
				一般	16,000 千円
実施内容	被災した農地・農業用施設の復旧・応急工事にかかる費用に対して支援する。				
	<p>1 事業発動要件</p> <p>国の災害復旧事業要件を満足する気象条件により生じた災害で、次のいずれかの基準を満たす災害</p> <p>(1) A基準 1つの災害で県内における被害総額が3億円以上の災害</p> <p>(2) B基準 1つの災害で県内における被害総額が1億円以上、かつ被害総額が5千万円の市町村が1以上ある災害</p> <p>2 採択要件</p> <p>(1) 1箇所あたり10万円以上40万円未満</p> <p>(2) 農家助成を実施している市町村</p> <p>3 補助率</p> <p>県1/3以内(ただし、市町村の補助率以内)</p> <p>4 令和5年度実施計画(想定)</p> <p>農地80箇所、農業用施設118箇所</p>				

事業名	県営造成施設等突発事故復旧支援事業		担当	水利整備・防災チーム	
事業年度	平成24～	事業主体	県、市町村、土地改良区等	当初予算額	15,500 千円
事業目的	国営・県営事業等で造成した土地改良施設において、突発的に発生した事故の早期復旧を図り、営農の継続及び農業経営の安定化に向けて支援する。		財源内訳	国庫	6,000 千円
				諸収入	360 千円
				県債	2,300 千円
				一般	6,840 千円
実施内容	1 県営造成施設等突発事故復旧支援事業		6,400千円(○6,400千円)		
	<p>国の補助事業の採択要件に合致しない突発事故について、県と市町村が協調して復旧費用の一部を助成する。</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>日常管理の中では目視困難な施設の復旧工事にかかる費用に対する助成</p> <p>①水路（パイプライン、暗渠部分等の目視困難箇所のみ）</p> <p>②頭首工、揚水機、ため池（電気設備等の目視困難箇所のみ）</p> <p>(2) 採択基準</p> <p>①通常使用の範囲内で不測の事態により生じた農業水利施設事故であること（異常な天然現象によらない）</p> <p>②国営又は県営造成施設で、復旧工事により作付けへの支障を解消できること</p> <p>③維持管理が適正に行われていること</p> <p>④1件あたりの復旧工事費が40万円以上のもの</p> <p>⑤関係市町村が事業費の10%以上を補助すること</p> <p>⑥国の補助事業の採択基準に合致しない突発事故</p> <p>(3) 補助率</p> <p>県30%（市町村10%以上）※ただし、補助上限額は800千円</p>				
実施内容	2 土地改良施設突発事故復旧事業		9,100千円(◎6,000千円、◎360千円、◎2,300千円、○440千円)		
	<p>受益地が大きい土地改良施設における一定規模以上の突発事故について、農業者の申請及び負担を原則求めずに復旧を行う。</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>①現地仮復旧 安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置</p> <p>②復旧工事 施設を原形復旧する又は従前の効用を回復するために行う措置</p> <p>③緊急応急工事 土地改良施設の突発的な被災による二次被害防止のため迅速な対応を要する場合における応急対策（仮復旧・本復旧）</p> <p>(2) 採択基準</p> <p>①通常使用の範囲内で不測の事態により生じた土地改良施設事故であること（異常な天然現象によらない）</p> <p>②維持管理が適正に行われていること</p> <p>③1件あたりの復旧工事費が200万円以上のもの</p> <p>④機能保全計画等が策定されていること</p> <p>⑤末端支配面積が20ha以上（中山間地域は10ha以上）の土地改良施設であること</p> <p>(3) 負担区分 ※（ ）内は6法指定地域等の補助率でガイドラインに基づく</p> <p>①県営 国50（55）%、県32%、市町村18（13）%</p> <p>②団体営 国50（55）%、県21%、市町村29（24）%</p>				

事業名	経営体育成基盤整備事業		担当	農地整備チーム	
事業年度	平成5～	事業主体	県、土地改良区等		
事業目的	ほ場の区画整理や暗渠排水等の水田利活用・自給力向上の基礎となる生産基盤を整備するとともに、地域農業を牽引する担い手へ農地を集積することで、生産性向上と経営規模拡大を図り、効率的・安定的な農業を確立する。		財源	当初予算額	11,051,812 千円
			内訳	分担金	1,485,504 千円
				国庫	5,925,594 千円
				県債	3,059,700 千円
一般	581,014 千円				
実施内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 農地集積加速化型 区画整理、暗渠排水及び用排水施設等の生産基盤を整備する。</p> <p>(2) 高度土地利用調整事業 農地の集積を図るため、土地利用調整等の普及・指導活動を実施、又は支援する。</p> <p>(3) 高度経営体面的集積促進事業（促進費） 高度経営体への農地集積向上のため、集積の実績に応じ、事業費の一定割合を助成する。</p> <p>(4) 中心経営体農地集積促進事業（促進費） 中心経営体への農地集積向上のため、集積の実績に応じ、事業費の一定割合を助成する。</p> <p>(5) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業 農地中間管理権が設定された農地において、区画整理、暗渠排水及び用排水施設等の生産基盤を整備する。</p> <p>(6) 高収益作物関連支援事業 高収益作物の導入に必要となる取組を支援する。</p> <p>2 事業費</p> <p>(1) 農地集積加速化型 7,305,286千円 (◎1,280,404千円、◎3,738,553千円、◎2,057,600千円、◎228,729千円)</p> <p>(2) 高度土地利用調整事業 15,626千円 (◎13,844千円、◎1,782千円)</p> <p>(3) 高度経営体面的集積促進事業（促進費） 令和5年度予算無し</p> <p>(4) 中心経営体農地集積促進事業（促進費） 1,580,485千円 (◎861,627千円、◎433,300千円、◎285,558千円)</p> <p>(5) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業 2,115,000千円 (◎205,100千円、◎1,281,875千円、◎565,200千円、◎62,825千円)</p> <p>(6) 高収益作物関連支援事業 35,415千円 (◎29,695千円、◎3,600千円、◎2,120千円)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[上記のほか、R5. 2月補正(国補正)で措置]</p> <p>(1) 農地集積加速化型 8,019,200千円 (◎1,522,856千円、◎4,284,612千円、◎2,211,600千円、◎132千円) ※事務費を含む(8,900千円)</p> <p>(5) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業 2,601,197千円 (◎260,120千円、◎1,625,748千円、◎715,200千円、◎129千円)</p> </div> <p>3 採択基準</p> <p>(1) 農地集積加速化型</p> <p>①担い手への農地の面的集積率が一定以上増加すること</p> <p>②受益面積20ha以上(中山間地域は10ha以上)</p> <p>③30a以上の区画が受益面積の2/3以上であること 等</p> <p>(2) 高度土地利用調整事業、(3) 高度経営体面的集積促進事業、(4) 中心経営体農地集積促進事業 農業経営高度化計画の作成すること 等</p> <p>(5) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業</p> <p>①受益面積10ha以上(中山間地域は5ha以上)</p> <p>②全ての農地について15年以上の農地中間利権が設定されていること</p> <p>③収益性が20%以上向上すること 等</p> <p>(6) 高収益作物関連支援事業 対象地域の作付作物のうち1/4以上を高収益作物に転換すること 等</p> <p>4 負担区分 ※ () は6法指定地域等、【 】 は機構関連ほ場整備事業の場合</p> <p>(1) 農地集積加速化型 国 50(55)% 県 27.5% 地元 22.5(17.5)%</p> <p>(2) 高度土地利用調整事業 国 50(55)【62.5】% 県又は地元 50(45)【37.5】%</p> <p>(3) 高度経営体面的集積促進事業 国 50(55)% 県 50(45)%</p> <p>(4) 中心経営体農地集積促進事業 国 50(55)% 県 50(45)%</p> <p>(5) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業 国 62.5% 県 27.5% 地元 10%</p> <p>(6) 高収益作物関連支援事業 国 50(55)%、100% 県 20%(ハードの場合)</p>				

5 実施状況（ハード事業）

※事務費除き（事業費：千円）

	地区数	全体	R4年度まで	R4年度繰越	R4年度補正	R5年度当初	R6年度以降
継続	62	161,742,000	121,098,065	1,709,249	10,611,497	8,332,700	19,990,489
新規	7	14,300,000	—	—	—	641,000	13,659,000
計	69	176,042,000	121,098,065	1,709,249	10,611,497	8,973,700	33,649,489

（参考1）経営体育成基盤整備（ハード事業） 地区別内訳（採択順）

地区名	関係市町村	工期		受益面積 (ha)	総事業費 (千円)	R4まで (千円) <繰越除く>	進捗率	令和4年度 繰越		令和4年度 繰越(国補正)		令和5年度 当初		令和5年度 合計		令和6年度以降 事業費(千円)			
		着工	完了					事業量(ha) 区画 整理	事業費 (千円)	事業量(ha) 区画 整理	事業費 (千円)	事業量(ha) 区画 整理	事業費 (千円)	事業量(ha) 区画 整理	事業費 (千円)				
【農地集積加速化型】																			
強首	大仙市	H19	R5	352.1	4,580,000	4,393,118	95.9%		13,000			14,000			27,000	159,882			
強首2期	大仙市	H20	R5	223.4	3,071,000	2,846,006	92.7%		13,000			11,000			24,000	200,994			
藪台	大仙市	H24	R4					71,000							71,000				
下田平	能代市	H25	R5	101.5	3,255,000	2,911,224	89.4%				4.3	145,000		4.3	228,000	115,776			
上川沿	大館市	H27	R4					51,900							51,900				
荷上場	能代市	H27	R5	64.0	1,527,000	1,461,000	95.7%		13,000			35,000			48,000	18,000			
五里合	男鹿市	H27	R5	244.5	6,719,000	6,599,774	98.2%					119,000			119,000	226			
大神成	大仙市	H27	R5	71.6	1,754,000	1,735,809	99.0%		3,800			10,000			13,800	4,391			
齊内	大仙市	H27	R5	253.1	4,393,000	4,211,110	95.9%		3,800			20,000			23,800	158,090			
横手	横手市	H27	R5	356.1	6,114,000	5,924,941	96.9%		21,500		13,000	34,000			68,500	120,559			
田ノ植	横手市	H27	R5	218.2	4,280,000	4,167,300	97.4%		17,000		29,000	49,000			95,000	17,700			
平鹿高口	横手市	H27	R5	139.5	2,687,000	2,624,040	97.7%		4,500		13,000	13,000			30,500	32,460			
三ツ屋岱	北秋田市	H28	R5	60.8	1,443,000	1,417,819	98.3%		5,000		10,000	10,000			25,000	181			
小掛・鬼神	能代市	H28	R5	24.5	783,000	756,000	96.6%		1,000		8,000	18,000			27,000	0			
東雲原	能代市	H28	R7	152.0	3,991,000	3,766,100	94.4%		90,000		25,000	65,000			180,000	44,900			
畑	にかほ市	H28	R5	116.1	3,764,000	3,543,720	94.1%		3,280		17,000	13,000			33,280	187,000			
六合	大仙市	H28	R5	79.1	3,078,000	2,905,000	94.4%				15,000	110,000			125,000	48,000			
生保内南	仙北市	H28	R5	106.8	2,691,000	2,671,000	99.3%					20,000			20,000	0			
金沢	美郷町・横手市	H28	R6	405.1	5,429,000	4,787,180	88.2%		1,500			42.0	410,000	42.0	411,500	230,320			
栄東部	横手市	H28	R6	131.7	2,978,000	2,781,200	93.4%		13,800		3,000	6.5	106,000	6.5	122,800	74,000			
河戸川・浅内	能代市	H29	R6	251.0	6,640,000	5,624,000	84.7%			9.0	6.8	367,000	68.0	349,000	9.0	716,000	300,000		
下新城空田西部	秋田市	H29	R5	45.3	1,051,000	1,005,000	95.6%					46,000			46,000	0			
大戸百崎	秋田市	H29	R5	34.5	720,000	617,000	85.7%					10,000			10,000	93,000			
畑屋中央	美郷町・大仙市	H29	R6	291.5	6,419,000	6,058,000	94.4%		2,000		20,000	140,000			162,000	199,000			
金足西部	秋田市	H30	R6	229.2	6,466,000	4,352,858	67.3%		23,000	37.5	752,300	38.8	481,700	37.5	38.8	1,257,000	856,142		
四ツ小原北	秋田市	H30	R6	158.8	3,631,000	2,984,000	82.2%		8,000		66,000	10.0	61,000	10.0	135,000	512,000			
内小友東部	大仙市・横手市	H30	R6	197.2	4,072,000	3,639,000	89.4%		21,000		18,000	33.1	295,000	33.1	334,000	99,000			
協和川口	大仙市	H30	R4					4,000							4,000				
神代	仙北市	H30	R6	289.3	7,033,000	5,083,520	72.3%		374,000	34.2	560,000	116.6	940,000	34.2	116.6	1,874,000	75,480		
金足東部	秋田市	R1	R7	169.2	3,877,000	2,005,000	51.7%		59,000	34.0	590,000	67.6	370,000	34.0	67.6	1,019,000	853,000		
畑谷	秋田市	R1	R7	123.4	3,099,000	2,202,000	71.1%	7.5	25,000	16.3	203,000	41.0	203,000	16.3	48.5	548,000	349,000		
下黒瀬	秋田市	R1	R7	118.0	2,579,000	1,658,700	64.3%			22.5	365,000	20.0	185,000	22.5	20.0	550,000	370,300		
高岳	五城目町・八幡平市	R1	R7	91.3	2,785,000	1,817,400	65.3%		21,900	15.3	390,000	25.0	173,000	15.3	25.0	584,900	382,700		
松ヶ崎	由利本荘市	R1	R7	41.7	1,642,000	1,238,000	75.4%		77,000	5.1	120,000	10.5	91,000	5.1	10.5	288,000	116,000		
内小友西部	大仙市	R1	R6	157.0	4,178,000	3,403,220	81.5%		27,200		220,000	122.6	504,000		122.6	751,200	23,580		
宮田福島	大仙市	R1	R6	57.5	1,249,000	1,043,020	83.5%	20.0	81,773		30,000	28.2	53,000		48.2	164,773	41,207		
鎌田南谷地	美郷町	R1	R6	63.0	1,435,000	1,329,001	92.6%				12,000	12.0	81,000		12.0	93,000	12,999		
浅舞北部	横手市	R1	R6	265.5	5,066,000	4,210,900	83.1%		68,100		142,000	86.5	441,000		86.5	651,100	204,000		
下福田	横手市	R1	R6	36.9	759,000	714,000	94.1%		9,000		6,000	26,000			41,000	4,000			
野村	男鹿市	R2	R7	45.4	1,216,000	768,000	63.2%		10,000	5.2	140,000	24.5	115,000	5.2	24.5	265,000	183,000		
太田南部	大仙市・美郷町	R2	R8	347.3	6,609,000	2,397,000	36.3%			78.9	1,362,000	34.0	338,000	78.9	34.0	1,700,000	2,512,000		
明田地野際	美郷町	R2	R7	113.0	2,824,000	870,000	30.8%		16,000	25.8	437,000	32.9	199,000	25.8	32.9	652,000	1,302,000		
四ツ小原南	秋田市	R3	R8	161.8	3,785,000	755,000	19.9%		73,000	40.2	713,000	25.0	194,000	40.2	25.0	980,000	2,050,000		
戸島	秋田市	R3	R8	102.9	2,834,000	439,000	15.5%		28,000	37.0	572,000	17.7	150,000	37.0	17.7	750,000	1,645,000		
杉沢柳沢	大仙市	R3	R8	67.2	2,317,000	398,000	17.2%		125,000	31.3	675,000	11.0	275,000	31.3	11.0	1,075,000	844,000		
計 42地区 (地区数は繰越のみ3地区を除く)				6,558.0	144,823,000	114,113,960	78.8%		27.5	1,463,053	392.3	6.8	8,010,300	877.8	6,922,700	392.3	912.1	16,396,053	14,439,887
【農地中間管理機構関連ほ場整備】																			
藪ヶ岱	北秋田市	H30	R5	21.8	565,000	507,740	89.9%				8,000	1.6	44,000		1.6	52,000	5,260		
関口	湯沢市	H30	R5	26.0	855,000	805,000	94.2%			1.8	9,000	2.4	41,000		4.2	50,000	0		
大沢	北秋田市	H30	R6	15.0	486,000	403,000	86.5%		10,000		10,000	0.8	30,000		0.8	50,000	13,000		
十八石塚	秋田市	H30	R5	17.9	541,000	470,800	87.0%		3,000			9,000			12,000	58,400			
高野原	北秋田市	R1	R6	29.7	847,000	778,000	91.9%				25,000	15,000			40,000	29,000			
浦山	大館市	R2	R7	54.3	1,623,000	907,960	55.9%		90,000	19.9	336,000	20.8	134,000	19.9	20.8	560,000	155,040		
下内川西	大館市	R2	R7	40.6	963,000	438,000	45.5%		29,000	17.4	274,000	15.8	100,000	17.4	15.8	403,000	122,000		
鹿野戸沖村	秋田市	R2	R6	14.9	445,000	361,000	81.1%		20,000		7,000	6.4	45,000		6.4	72,000	12,000		
小坂戸	由利本荘市	R2	R7	23.6	901,000	704,064	78.1%		25,936		10,000	4.1	40,000		4.1	75,936	121,000		
雪沢	大館市	R3	R8	20.9	612,000	178,000	29.1%		43,000	8.2	115,197	9.6	165,000	8.2	9.6	323,197	110,803		
中川	仙北市	R3	R8	82.1	2,247,000	986,000	43.9%		40,000	14.3	330,000	44.5	270,000	14.3	44.5	640,000	621,000		
今泉	北秋田市	R4	R9	24.7	731,000	60,000	8.2%		2,000	7.9	130,000	34,000	7.9		166,000	505,000			
矢坂上野	藤里町	R4	R9	12.2	279,000	22,000	7.9%		8,000	3.7	46,000	29,000	3.7		83,000	174,000			
田中野田	八峰町	R4	R9	10.8	260,000	17,800	6.8%		6,200			70,000			76,200	166,000			
二ツ井	能代市	R4	R9	34.6	999,000	23,000	2.3%		44,000	9.2	134,000	46,000	9.2		224,000	752,000			
権柳田	能代市	R4	R9	15.2	463,000	29,440	6.4%		17,560	6.4	92,000	48,000	6.4		157,560	276,000			
新興	大仙市	R4	R9	89.9	1,676,000	76,000	4.5%		8,000	25.8	325,000	91,000	25.8		424,000	1,176,000			
西台	大仙市	R4	R9	22.7	510,000	51,000	10.0%		7,000			20,000			27,000	432,000			
平鹿蟹沢	横手市	R4	R9	37.7	939														

(参考2) 経営体育成基盤整備 (ハード事業) 管内別内訳

地区名	地区数	工期		受益面積 (ha)	総事業費 (千円)	R4まで (千円) <繰越除く>	進捗率	令和4年度 繰越				令和5年度 当初				令和5年度 合計		令和5年度以降		管内シェア		
		着工	完了					事業量 (ha)		事業費 (千円)		事業量 (ha)		事業費 (千円)		事業量 (ha)		事業費 (千円)		事業費 (千円)	区画面積	事業費
								区画	暗渠	区画	暗渠	区画	暗渠	区画	暗渠	区画	暗渠					
鹿角																				0.0%	0.0%	
北秋田	10			343.9	9,435,000	4,690,519	49.7%		230,900	53.4		908,197		48.6	668,000	53.4	48.6	1,807,097	2,989,284	9.5%	8.4%	
山本	9			665.8	18,197,000	14,610,564	80.3%		262,760	28.3	6.8	672,000		72.3	805,000	28.3	79.1	1,739,760	1,846,676	5.0%	8.1%	
秋田	15			1640.1	41,686,000	26,035,332	62.5%	7.5	270,900	208.0		3,915,300		276.0	2,211,700	208.0	283.5	6,397,900	9,252,768	36.9%	29.9%	
由利	4			380.6	13,059,000	5,485,784	42.0%		106,216	5.1		147,000		14.6	328,000	5.1	14.6	581,216	6,992,000	0.9%	2.7%	
仙北	20			3316.0	66,849,000	48,882,984	73.1%	20.0	812,073	210.3		4,004,000		476.9	3,908,000	210.3	496.9	8,724,073	9,316,943	37.3%	40.7%	
平鹿	9			1275.6	25,144,000	20,587,882	81.9%		153,300	58.0		956,000		93.0	942,000	58.0	93.0	2,051,300	2,504,818	10.3%	9.6%	
雄勝	2			53.4	1,672,000	805,000	48.1%				1.8	9,000		2.4	111,000		4.2	120,000	747,000	0.0%	0.6%	
【合計】	計69地区 (地区数は繰越のみ3地区を除く)			7,675.4	176,042,000	121,098,065	68.8%		27.5	1,836,149	563.1	8.6	10,611,497		983.8	8,973,700	563.1	1,019.9	21,421,346	33,649,489		

※このほか事務費を計上 (農地集積加速化型382,586千円、農地中間管理機構関連ほ場整備事業64,000千円)

※R5当初にはゼロ国 (神代地区:100,000千円、太田南部地区:60,000千円) を含む。

事業名	農地耕作条件改善事業			担当	農地整備チーム	
事業年度	平成10～		事業主体	県、市町村、土地改良区等		
事業目的	きめ細かな農地の基盤整備を実施し、担い手への農地集積や高収益作物への転換等を推進し、農業の生産性向上、効率的・安定的な農業経営の確立を図る。			財源内訳	当初予算額 706,447千円 国庫 703,197千円 一般 3,250千円	
実施内容	1 農地耕作条件改善事業 (簡易型) 699,947千円 (◎699,947千円) 農地の耕作条件を改善し、地域の実情に応じた簡易な基盤整備 (暗渠排水、区画拡大等) を行うことで、農地の集積や高収益作物への転換等を支援する。 (1) 事業主体 市町村、土地改良区、JA、農業法人又は農地中間管理機構 (2) 負担区分 国定額又は定率 (国50 (55) %、地元50 (45) %) ※ () は6法指定地域等 (3) 採択基準 国の農地耕作条件改善事業実施要綱・実施要領に定める基準による ① 農地中間管理機構との連携を行うこと ② 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 ③ 1地区当たりの受益者数が農業者2者以上 等 (4) 実施計画 9地区 2 指導事業 6,500千円 (◎3,250千円、○3,250千円) 事業の適正かつ円滑な推進のため、事業実施に係る連携調整、技術的な助言・指導及び施工実態の把握等を行う。 (1) 事業主体 県 (2) 負担区分 定率 (国50%、県50%) (3) 採択基準 国の農地耕作条件改善事業実施要綱・実施要領に定める基準による					

事業名	土地改良事業調査受託費			担当	調整・企画チーム	
事業年度	昭和54～		事業主体	県		
事業目的	国が実施する諸調査の一部を県が受託し基礎的調査を実施し、農業農村整備を計画的かつ円滑に推進する。			財源内訳	当初予算額 500千円 国庫 500千円	
実施内容	1 農業基盤情報基礎調査 250千円 (◎250千円) 農業農村整備事業による農業生産基盤の整備状況を調査する。 (農地、基幹水利施設、系統水利、ため池の整備状況調査) 2 経済効果測定基準調査 250千円 (◎250千円) ほ場整備後の営農経費等を把握し、農業農村整備事業での効果算定に必要な基礎データを収集する。 (現況調査、作物調査、作業効率、経営収支調査等)					

事業名	国直轄土地改良事業負担金（国営かんがい排水事業）			担当	調整・企画チーム																																																															
事業年度	平成13～	事業主体	国	当初予算額	716,598千円																																																															
事業目的	農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行うとともに、農業用水の効率的利用や地域用水機能の高度化を図ることで、農業の生産性向上や農業構造の改善等を推進する。			財源内訳	県債	644,600千円																																																														
					一般	71,998千円																																																														
実施内容	1 採択基準																																																																			
	<p>(1) 田沢二期地区 国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型） 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積5ha以上</p> <p>(2) 横手西部地区 国営かんがい排水事業 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積500ha以上</p> <p>(3) 旭川地区 国営耐震対策一体型かんがい排水事業 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積500ha以上 （必要な耐震性を有していない重要な農業水利施設の耐震化整備については、末端支配面積300ha以上）</p> <p>(4) 成瀬皆瀬地区 国営施設応急対策事業 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積500ha以上 （不測の事態が発生した場合における応急対策、原因究明及び機能の保全を行うための整備を含む）</p> <p>(5) 八郎潟地区 国営流域水質保全機能増進事業 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積5ha以上。流域の水質保全に資すること。</p>																																																																			
	2 実施地区（事業費ベース）			単位：百万円																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th rowspan="2">工期</th> <th rowspan="2">全体事業費</th> <th colspan="2">令和4年実績</th> <th colspan="3">令和5年計画</th> <th rowspan="2">令和6年以降</th> </tr> <tr> <th>当初まで</th> <th>補正</th> <th>当初</th> <th>補正</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田沢二期</td> <td>H23～R6</td> <td>19,009</td> <td>16,359</td> <td>172</td> <td>907</td> <td></td> <td>907</td> <td>1,571</td> </tr> <tr> <td>横手西部</td> <td>H24～R6</td> <td>33,570</td> <td>29,695</td> <td>115</td> <td>958</td> <td></td> <td>958</td> <td>2,802</td> </tr> <tr> <td>旭川</td> <td>H28～R9</td> <td>17,136</td> <td>9,479</td> <td>214</td> <td>1,975</td> <td></td> <td>1,975</td> <td>5,468</td> </tr> <tr> <td>成瀬皆瀬</td> <td>H31～R11</td> <td>9,329</td> <td>1,533</td> <td></td> <td>430</td> <td></td> <td>430</td> <td>7,366</td> </tr> <tr> <td>八郎潟</td> <td>R3～R24</td> <td>48,800</td> <td>1,266</td> <td>331</td> <td>678</td> <td></td> <td>678</td> <td>46,525</td> </tr> </tbody> </table>							地区名	工期	全体事業費	令和4年実績		令和5年計画			令和6年以降	当初まで	補正	当初	補正	計	田沢二期	H23～R6	19,009	16,359	172	907		907	1,571	横手西部	H24～R6	33,570	29,695	115	958		958	2,802	旭川	H28～R9	17,136	9,479	214	1,975		1,975	5,468	成瀬皆瀬	H31～R11	9,329	1,533		430		430	7,366	八郎潟	R3～R24	48,800	1,266	331	678		678	46,525		
地区名	工期	全体事業費	令和4年実績		令和5年計画						令和6年以降																																																									
			当初まで	補正	当初	補正	計																																																													
田沢二期	H23～R6	19,009	16,359	172	907		907	1,571																																																												
横手西部	H24～R6	33,570	29,695	115	958		958	2,802																																																												
旭川	H28～R9	17,136	9,479	214	1,975		1,975	5,468																																																												
成瀬皆瀬	H31～R11	9,329	1,533		430		430	7,366																																																												
八郎潟	R3～R24	48,800	1,266	331	678		678	46,525																																																												
	3 予算額			716,598千円（◎644,600千円、○71,997千円）																																																																
	<p>(1) 田沢二期地区 99,771千円</p> <p>(2) 横手西部地区 121,378千円</p> <p>(3) 旭川地区 342,268千円</p> <p>(4) 成瀬皆瀬地区 71,857千円</p> <p>(5) 八郎潟地区 81,324千円</p>																																																																			
	4 負担区分			単位：%																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>農家</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田沢二期（※2）</td> <td>基本負担率</td> <td>66.66</td> <td>17.00</td> <td>6.00/7.00</td> <td>10.34/9.34</td> </tr> <tr> <td>特例適用（※1）</td> <td>79.33</td> <td>11.00</td> <td>6.00/7.00</td> <td>3.67/2.67</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">横手西部（※3）</td> <td>基本負担率</td> <td>66.66</td> <td>17.00/19.00</td> <td>6.00/8.00</td> <td>10.34/6.34</td> </tr> <tr> <td>特例適用（※1）</td> <td>79.33</td> <td>11.00/12.67</td> <td>6.00/8.00</td> <td>3.67/0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旭川（※4）</td> <td>基本負担率</td> <td>66.66</td> <td>17.00～30.00</td> <td>3.34～8.00</td> <td>10.34～0.00</td> </tr> <tr> <td>特例適用（※1）</td> <td>79.33</td> <td>11.00～17.33</td> <td>3.34～8.00</td> <td>3.67～0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成瀬皆瀬（※5）</td> <td>基本負担率</td> <td>66.66/70.00</td> <td>19.34/30.00</td> <td>9.00/0.00</td> <td>5.00/0.00</td> </tr> <tr> <td>特例適用（※1）</td> <td>79.33/83.3</td> <td>9.99/16.70</td> <td>9.00/0.00</td> <td>1.68/0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">八郎潟</td> <td>基本負担率</td> <td>66.66</td> <td>19.34</td> <td>9.00</td> <td>5.00</td> </tr> <tr> <td>特例適用（※1）</td> <td>79.33</td> <td>12.00</td> <td>6.00</td> <td>2.67</td> </tr> </tbody> </table>							地区名		国	県	市町村	農家	田沢二期（※2）	基本負担率	66.66	17.00	6.00/7.00	10.34/9.34	特例適用（※1）	79.33	11.00	6.00/7.00	3.67/2.67	横手西部（※3）	基本負担率	66.66	17.00/19.00	6.00/8.00	10.34/6.34	特例適用（※1）	79.33	11.00/12.67	6.00/8.00	3.67/0.00	旭川（※4）	基本負担率	66.66	17.00～30.00	3.34～8.00	10.34～0.00	特例適用（※1）	79.33	11.00～17.33	3.34～8.00	3.67～0.00	成瀬皆瀬（※5）	基本負担率	66.66/70.00	19.34/30.00	9.00/0.00	5.00/0.00	特例適用（※1）	79.33/83.3	9.99/16.70	9.00/0.00	1.68/0.00	八郎潟	基本負担率	66.66	19.34	9.00	5.00	特例適用（※1）	79.33	12.00	6.00	2.67
地区名		国	県	市町村	農家																																																															
田沢二期（※2）	基本負担率	66.66	17.00	6.00/7.00	10.34/9.34																																																															
	特例適用（※1）	79.33	11.00	6.00/7.00	3.67/2.67																																																															
横手西部（※3）	基本負担率	66.66	17.00/19.00	6.00/8.00	10.34/6.34																																																															
	特例適用（※1）	79.33	11.00/12.67	6.00/8.00	3.67/0.00																																																															
旭川（※4）	基本負担率	66.66	17.00～30.00	3.34～8.00	10.34～0.00																																																															
	特例適用（※1）	79.33	11.00～17.33	3.34～8.00	3.67～0.00																																																															
成瀬皆瀬（※5）	基本負担率	66.66/70.00	19.34/30.00	9.00/0.00	5.00/0.00																																																															
	特例適用（※1）	79.33/83.3	9.99/16.70	9.00/0.00	1.68/0.00																																																															
八郎潟	基本負担率	66.66	19.34	9.00	5.00																																																															
	特例適用（※1）	79.33	12.00	6.00	2.67																																																															
	<p>（※1）特例適用は、後進地高上げ1.19（R5）を考慮した県負担率とし、市町村及び農家分は採択時に固定する。</p> <p>（※2）田沢二期は地域用水再編事業（末端5ha）のため、市町がトラインは7.0%（抱返頭首工部分のみ市町6.0%）。</p> <p>（※3）横手西部は排水路改修であり、支配面積1,000ha以上は県12.67%、市8.0%（1,000ha未満は県11.00%、市6.0%）。</p> <p>（※4）旭川はダム、頭首工、用水路の老朽化・耐震化工事であり、耐震化対策の負担は県17.33%、市町3.34%。老朽化に伴い改修するダム、頭首工の負担は県12.67%、市町8.0%。用水路の改修は県11.00%、市町6.0%。</p> <p>（※5）成瀬皆瀬のダム取水塔は耐震化対策のため、国83.3%、県負担16.7%、地元負担無し。幹線用水路は一般施設でガイドラインどおり（県負担9.99%、市9.0%、地元1.68%）。</p>																																																																			

